

第 8 回

那 賀 5 町 合 併 協 議 会

会 議 資 料

合 併 協 議 の 5 か 条

- 1 . 他町の行政内容を批判しないようにしましょう。
- 2 . お互いの立場を充分尊重しましょう。
- 3 . コミュニケーションを大切にしましょう。
- 4 . 先人に感謝し、5 町の歴史文化に敬意を払いましょう。
- 5 . 将来を見据え、勇気をもって合併問題に取り組みましょう。

日 時 : 平成 1 6 年 1 0 月 2 8 日 (木) 午後 1 時 3 0 分 から
場 所 : 桃山町保健福祉センター 2 階 ピーチホール

会 議 次 第

1 . 開 会

2 . 会 長 挨 拶

3 . 会 議 録 署 名 委 員 の 指 名

4 . 議 事

(1) 報 告 事 項

報告第28号 委員の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2

報告第29号 監査委員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・ P3

報告第30号 新市の事務所の位置等検討小委員会での協議結果報告
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4

報告第31号 新市建設計画策定検討小委員会での協議結果報告について・・ P5

(2) 協 議 事 項

協議第3号の2 合併の期日について(再提案)・・・・・・・・ P6

協議第7号の1 新市建設計画の策定について・・・・・・・・ P7

協議第16号の1 町名・字名の取扱いについて・・・・・・・・ P8

協議第35号の1 上下水道事業の取扱いについて・・・・・・・・ P13

協議第36号の1 各種事務事業(環境衛生関係事業)の取扱いについて・・ P15
(ごみ・し尿・火葬場の取扱い含む)

協議第37号の1 各種事務事業(商工・観光振興関係事業)の取扱い
について・・・・・・・・・・・・・・・・ P17

協議第38号の1 各種事務事業(都市計画事業)の取扱いについて・・・・ P18

協議第39号の1 各種事務事業(建設関係事業)の取扱いについて・・・・ P19

協議第40号の1 各種事務事業(公営住宅事業)の取扱いについて・・・・ P20

協議第41号の1 各種事務事業(町営バスの運行事業)の取扱いについて・ P21

協議第42号 事務組織及び機構の取扱いについて・・・・・・・・ P22

協議第43号 各種事務事業(農林業振興関係事業)の取扱いについて・・・・ P24

協議第44号 各種事務事業(小・中学校の通学区域等)の取扱いについて・ P37

協議第45号 各種事務事業(学校教育関係)の取扱いについて・・・・ P40
(給食関係含む)

協議第46号 各種事務事業(社会教育関係)の取扱いについて・・・・ P47

協議第47号 各種事務事業(社会体育関係)の取扱いについて・・・・ P56

協議第48号 各種事務事業(地域審議会等)の取扱いについて・・・・ P60

協議第49号 各種事務事業(窓口業務)の取扱いについて・・・・ P67

協議第50号 各種事務事業(社会福祉協議会)の取扱いについて・・・・ P72

5 . 次 回 協 議 会 の 開 催 に つ い て

6 . そ の 他

7. 閉 会

報告第 28 号

委員の変更について

下記のとおり委員を変更したので報告する。

平成 16 年 10 月 28 日報告

那賀 5 町合併協議会
会長 服部 一

記

5 町の議会の議長

町名	新旧の別	氏名	変更日
打田町	新	ひがし 東 本 耕 輔	平成 16 年 10 月 1 日
	旧	き 木 戸 昌 明	

報告第 29 号

監査委員の選任について

那賀 5 町合併協議会規約に関する協議書第 6 条の規定により、監査委員を選任したので報告する。

平成 16 年 10 月 28 日報告

那賀 5 町合併協議会
会長 服部 一

記

新旧の別	氏 名	町 名	選 任 日
新	<small>ひがし</small> 東 <small>もと</small> 本 <small>こう</small> 耕 <small>すけ</small> 輔	打田町	平成 16 年 10 月 1 日
旧	<small>き</small> 木 <small>と</small> 戸 <small>まさ</small> 昌 <small>あき</small> 明	打田町	

報告第30号

新市の事務所の位置等検討小委員会での協議結果報告について

新市の事務所の位置等検討小委員会での協議結果について、別紙のとおり報告する。

平成16年10月28日報告

新市の事務所の位置等検討小委員会
委員長 山下 忠 男

**新市の事務所の位置等検討小委員会
協 議 結 果 報 告
(町名・字名の取扱いについて)**

平成16年10月28日

新市の事務所の位置等検討小委員会協議結果報告

(町名・字名の取扱いについて)

新市の事務所の位置等検討小委員会では、平成16年6月24日に開催されました第4回那賀5町合併協議会におきまして、「町名・字名の取扱い」について付託を受け、協議をしてまいりました。

7月20日に開催された第4回小委員会において、「町名・字名の取扱い」については、各町でそれぞれ事前に協議して、新市の名称決定後に確認、調整することとし、継続審議となりました。

9月30日に開催されました第7回那賀5町合併協議会において、新市の名称が「紀の川市」に決定したことを踏まえ、10月19日に開催された第7回小委員会で、各町の意見を集約し協議をした結果、次のとおり決定されました。

- (1) 桃山町及び貴志川町については、新市の名称の後に現行の町名を付し、冠称の「大字」を削除した名称とする。
- (2) 打田町、粉河町及び那賀町については、新市の名称の後に冠称の「大字」を削除した名称とする。

以上をもって、那賀5町合併協議会から付託されました「町名・字名の取扱い」については、新市の事務所の位置等検討小委員会での審議を終了しましたので、ここに報告します。

平成16年10月28日

新市の事務所の位置等検討小委員会
委員長 山下 忠 男

【各町の調整方針に基づく表示例】

町 名	表 示 例
打田町	<p>(旧表示) 那賀郡打田町大字西大井 3 3 8 番地</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(新表示) 紀の川市西大井 3 3 8 番地</p>
粉河町	<p>(旧表示) 那賀郡粉河町大字粉河 4 1 2 番地</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(新表示) 紀の川市粉河 4 1 2 番地</p>
那賀町	<p>(旧表示) 那賀郡那賀町大字名手市場 1 4 6 番地の 4</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(新表示) 紀の川市名手市場 1 4 6 番地の 4</p>
桃山町	<p>(旧表示) 那賀郡桃山町大字元 3 8 1 番地</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(新表示) 紀の川市桃山町元 3 8 1 番地</p>
貴志川町	<p>(旧表示) 那賀郡貴志川町大字神戸 3 2 7 番地の 1</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(新表示) 紀の川市貴志川町神戸 3 2 7 番地の 1</p>

新市の事務所の位置等検討小委員会委員名簿

委員名簿

役 職 名	氏 名	町 名
委 員 長	山 下 忠 男	桃 山 町
副 委 員 長	原 延 治	那 賀 町
委 員	根 来 公 士	打 田 町
	東 本 耕 輔	
	奥 順 司	
	服 部 一	粉 河 町
	箕 輪 光 芳	
	大 西 洋 太 郎	
	東 健 兒	那 賀 町
	藤 田 佐 代 子	
	福 原 信 行	桃 山 町
	西 平 美 和	
	中 村 慎 司	貴 志 川 町
	高 田 英 亮	
	田 村 美 代 子	
	堂 本 正 秀	那 賀 振 興 局

報告第31号

新市建設計画策定検討小委員会での協議結果報告について

新市建設計画策定検討小委員会での協議結果について、別紙のとおり報告する。

平成16年10月28日報告

新市建設計画策定検討小委員会
委員長 丸井幸次

**新市建設計画策定検討小委員会
協議結果報告**

平成16年10月28日

新市建設計画策定検討小委員会協議結果報告

新市建設計画策定検討小委員会は、平成16年3月30日に開催されました第1回那賀5町合併協議会におきまして、「新市建設計画の策定」について付託を受け、これまで8回の会議を重ね協議を行ってまいりました。

4月12日に開催した第1回小委員会では、市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）第5条に基づく基本的な事項【合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立および住民の福祉の向上を図り、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮しなければならない。】を確認したうえで、新市建設計画の策定方針案や計画書の基本構成案を決定しました。

また、建設計画策定にあたり、住民の持つ行政ニーズや新市のイメージ等を把握するために、合併後の将来のまちづくりに関する住民意識調査を実施していくことも確認しました。

新市の建設の基本方針については、5月18日開催の第2回小委員会から6月14日開催の第4回小委員会にかけて集中的に協議を行い、新市のまちづくりの将来像や具体的な目標を確認しました。

とりまとめにあたっては、5町の現状をふまえて、合併の必要性と効果、各町のまちづくりの方向性や地域課題の把握、住民意識調査結果などを検討しながら協議を進めました。

内容につきましては、将来像を実現するための基本的な考え方をもとに、目標人口・土地利用構想に加え、特に重点的に取り組む事業として『いきいき人・まちプロジェクト』と『きらきら土・水・緑プロジェクト』の新市発展プロジェクトを設定しました。

また、新市の将来像を描くキャッチフレーズとして『元気で安心、自然の中で交流の輪がひろがる 文化創造都市』を決定しました。これにつきましては、紀の川水系や和泉山脈、紀伊山地などの自然と風土のなかで、この地域に住む人々が交流の輪を広げ、元気で安心な社会づくりに貢献するとともに、新たな地域の文化を創造していくことをめざし、9月17日開催の第7回協議会において、決定をしております。

新市または県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項については、7月16日開催の第5回小委員会でとりまとめ方法、記述内容等についての協議を行い、9月17日開催の第7回小委員会において確認しました。

新市の将来像の方向性を示した基本構想の実現に向け、総合的かつ計画的に施策を展開するための基本計画であるまちづくり施策・主要事業については、新市で実施しなければならない事業、合併することで必要となる施策や一体的に継続して実施する施策など多くの施策・事業を盛り込むことにしております。

公共的施設の統合整備に関する事項については、9月17日開催の第7回小委員会において確認しました。

内容につきましては、効率的な整備と運営を努める必要があることから、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮しながら検討を行っていくことで方針を立てております。

新市の財政計画については、9月17日開催の第7回小委員会において確認しました。財政計画は、建設計画に定められた施策を計画的に実施していくため、今後の財政見通しを明らかにするとともに、長期的展望に立って限られた財源の効率的な運用を図るなど、適切な財政運営に主眼をおいて策定しております。

作成にあたっては、歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績や経済情勢等を勘案し、合併初年度から平成27年度の間について作成をしており、分野別主要事業、合併にともなう経費節減、合併に係る特例措置等を反映させるとともに、健全な財政運営に必要な経費を見込んでおります。

以上、那賀5町合併協議会から付託されました「新市建設計画の策定」については、那賀5町新市建設計画（案）として10月18日開催の第8回小委員会で最終確認ができ、新市建設計画策定検討小委員会での審議を終了しましたので、ここに報告します。

平成16年10月28日

新市建設計画策定検討小委員会
委員長 丸井幸次

【資料】

1 那賀5町新市建設計画（案）の構成

項 目	内 容
第1章 序論	
1 合併の必要性と効果	<p>少子高齢化等の社会的潮流、新たな行政課題や地方分権に対する対応など、5町合併の必要性についての検討を行いました。</p> <p>また、平成16年4～5月に実施しましたアンケート結果の検討も行いました。</p>
(1) 合併の必要性	
(2) 那賀5町合併によって期待される効果	
(3) 住民の意識と計画課題	
2 計画策定の方針	<p>計画策定全般にわたり、趣旨、構成、期間、方針等を明示し、計画の大綱を定めました。</p>
(1) 計画策定の趣旨	
(2) 計画の構成と期間	
3 新市の概況	<p>新市の概況について、5町の位置・地勢、歴史的な背景を整理するとともに、人口の推移などの把握を行い、地域の現状の分析を行いました。</p>
(1) 位置・地勢	
(2) 交通	
(3) 人口	
(4) 土地利用	
(5) 各町の概況	
第2章 基本構想	
1 新市建設の基本方針	<p>新市の目指すべきまちづくりの方向性を検討し、その実現に向けて基本目標、基本的な考え方を設定しました。</p>
(1) 新市建設の理念と将来像	
(2) 将来像を実現するための基本的な考え方	
2 人口の見通し	<p>平成32年までの推計人口と平成27年の目標人口を設定しました。</p>
3 土地利用構想	<p>地域における土地利用ごとの整備の方向性と、新市の構造を3本の都市軸と4つのゾーンで構成する基本方針を設定しました。</p>
(1) 整備の全体方向	
(2) 新市の構造	
4 新市発展プロジェクト	<p>新市として発展するための条件を「ひと」と「地域らしさ」の2項目に絞り、それを実現するため必要と思われる事業を「新市発展プロジェクト」として位置付けました。</p>
(1) いきいき人・まちプロジェクト	
(2) きらきら土・水・緑プロジェクト	
第3章 新市のまちづくり施策・主要事業	
1 施策の体系	<p>基本構想の実現に向け総合的かつ計画的に施策を展開するため、8つの分野別施策を設定しました。</p> <p>また、分野別施策では、どういう施策展開が必要かなど検討を行い、新市の主要事業を設定しました。</p>
2 分野別施策・主要事業	
(1) 都市基盤の整備	
(2) 保健・医療・福祉の充実	
(3) 生活環境の整備	
(4) 環境の保全と創造	
(5) 教育・文化の振興	
(6) 産業の振興	
(7) 連携・交流と自治・協働の促進	
(8) 行財政運営の効率化	

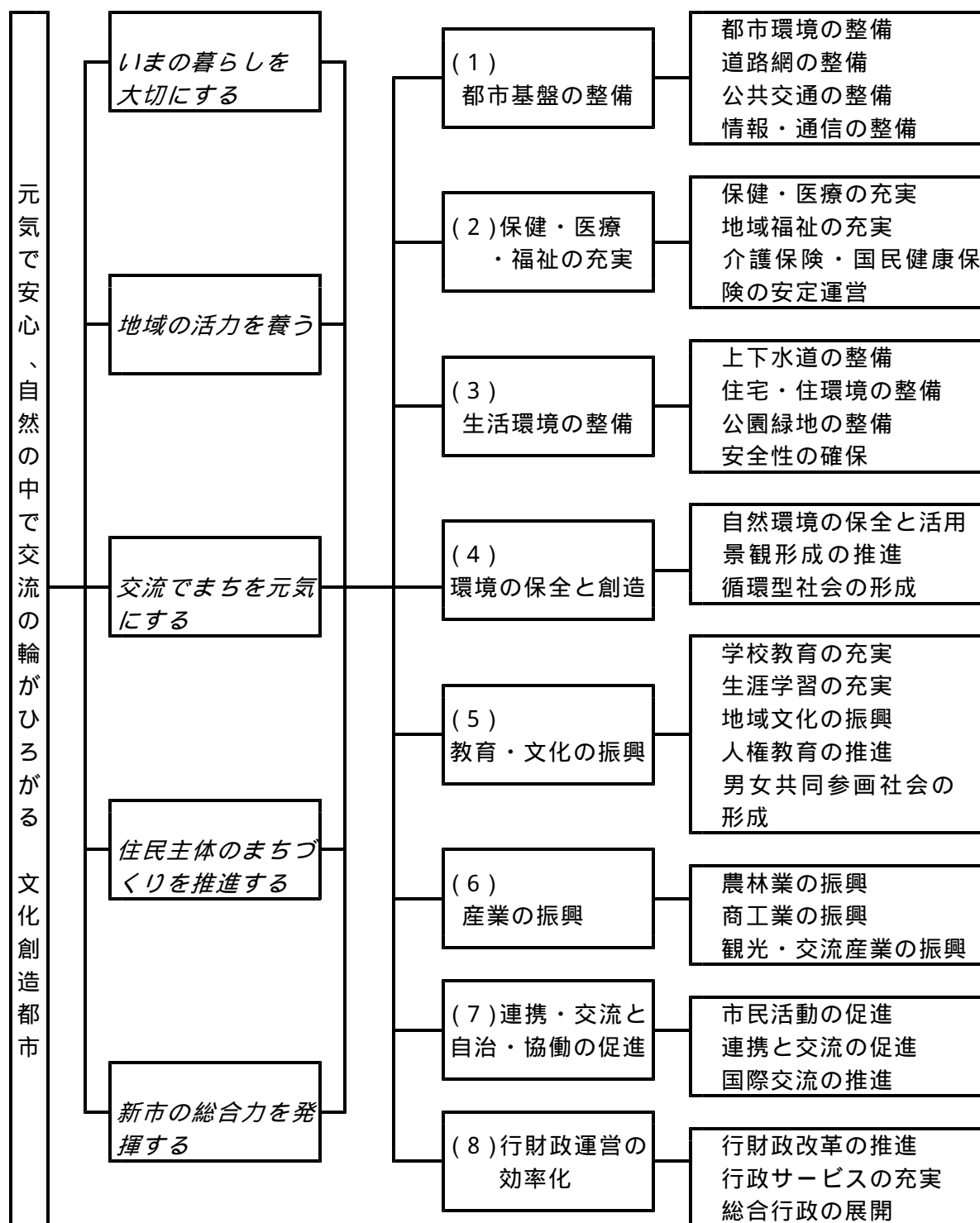
第4章 新市における和歌山県事業の推進	
1 和歌山県の役割	新市において推進すべき和歌山県事業について、和歌山県との協議をふまえ、調整を行いました。
2 新市における和歌山県事業	
第5章 公共的施設の統合整備方針	
	住民サービスの低下を招かないよう適正に配慮し、各地域のバランス及び財政状況を勘案し、検討を行う方針を設定しました。
第6章 財政計画	
1 基本的な考え方	歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績や経済情勢等勘案し、合併初年度から平成27年度の11年間について普通会計ベースで作成しました。 また、作成にあたっては、分野別主要事業、合併にともなう経費節減、合併に係る特例措置の活用等を反映させるとともに、健全な財政運営に必要な経費を見込んでいます。
2 財政計画	

2 那賀5町新市建設計画（案）における将来像と施策の体系

[将来像と基本的な考え方]

[分野別施策]

[施策の柱]



3 那賀5町新市建設計画（案）における主要事業一覧

（単位：百万円）

分野別施策	主要事業名
(1) 都市基盤の整備	地籍調査事業
	県道整備事業（負担金）
	都市計画道路整備事業
	市道整備事業
	農道整備事業
	J R 駅舎および駅周辺整備事業
	コミュニティバス運行事業 など
事業費計	17,400
(2) 保健・医療・福祉の充実	老人福祉施設建設事業（負担金）
	保育所統合事業
	保育所耐震整備事業 など
事業費計	1,200
(3) 生活環境の整備	農業集落排水事業
	火葬場建設事業
	公園整備事業
	河川改修事業
	ため池整備事業
	防災対策事業
	庁舎耐震整備事業 など
事業費計	6,300
(4) 環境の保全と創造	ごみ処理施設建設事業
事業費計	8,000
(5) 教育・文化の振興	学校施設整備事業（大規模改修等）
	学校施設耐震整備事業
	運動公園等スポーツ施設整備事業
	生涯学習センター建設事業
	公民館等生涯学習施設整備事業
	歴史文化施設等整備事業 など
事業費計	13,300
(6) 産業の振興	広域営農団地農道整備事業
	中山間地域総合整備事業
	農業施設等整備事業
	農業観光施設整備事業 など
事業費計	3,500
(8) 行財政運営の効率化	新庁舎建設事業
事業費計	4,900

協議第3号の2

合併の期日について（再提案）

合併の期日について、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年9月30日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	合併の期日
項 目 区 分	基本的な協定項目
担 当 部 会	
事 務 局	総務課
調整方針（案）	合併の期日は、平成17年11月7日とする。

平成16年 月 日確認

協議第7号の1

新市建設計画の策定について

新市建設計画の策定について、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年3月30日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協定項目	新市建設計画
項目区分	新市建設計画
担当部会	総務財政部会、企画部会
事務局	計画課
調整方針（案）	別添、那賀5町新市建設計画のとおりとする。

平成16年 月 日確認

協議第16号の1

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年6月24日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協定項目	町名・字名の取扱いについて
項目区分	その他の協定項目
担当部会	
事務局	調整課
調整方針（案）	(1) 桃山町及び貴志川町については、新市の名称の後に現行の町名を付し、冠称の「大字」を削除した名称とする。 (2) 打田町、粉河町及び那賀町については、新市の名称の後に冠称の「大字」を削除した名称とする。

平成16年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	町名・字名の取扱い	関 係 項 目	町名・字名の取扱い	調 整 課
調整方針（案）	(1) 桃山町及び貴志川町については、新市の名称の後に現行の町名を付し、冠称の「大字」を削除した名称とする。 (2) 打田町、粉河町及び那賀町については、新市の名称の後に冠称の「大字」を削除した名称とする。			

那 賀 5 町 の 状 況

町名	打 田 町 (39大字)		粉 河 町 (31大字)		那 賀 町 (17大字)		桃 山 町 (15大字)		貴 志 川 町 (16大字)		調整の具体的内容
	大字名称	よみ	大字名称	よみ	大字名称	よみ	大字名称	よみ	大字名称	よみ	
大 字 名	上野	うえの	粉河	こかわ	名手上	なてかみ	市場	いちば	前田	まえだ	（例） 【打田町】 那賀郡打田町大字西大井338番地 ↓ 紀の川市西大井338番地 【粉河町】 那賀郡粉河町大字粉河412番地 ↓ 紀の川市粉河412番地 【那賀町】 那賀郡那賀町大字名手市場146番地の4 ↓ 紀の川市名手市場146番地の4 【桃山町】 那賀郡桃山町大字元381番地 ↓ 紀の川市桃山町元381番地 【貴志川町】 那賀郡貴志川町大字神戸327番地の1 ↓ 紀の川市貴志川町神戸327番地の1
	打田	うちた	猪垣	いのかけ	平野	ひらの	元	もと	尼寺	あまてら	
	窪	くぼ	東毛	とうげ	名手下	なてしも	段	だん	上野山	うえのやま	
	竹房	たけぶさ	中津川	なかつがわ	西野山	にしのがやま	段新田	だんしんでん	神戸	こうど	
	高野	たかの	中山	なかやま	江川中	えかわなか	神田	こうだ	国主	くにし	
	黒土	くろつち	藤井	ふじい	切畑	きりはた	最上	もがみ	井ノ口	いのくち	
	広野	ひろの	井田	いだ	穴伏	あなぶし	調月	つかつき	高尾	たかお	
	赤尾	あかお	東野	ひがしの	名手市場	なていちば	大原	おおばら	岸小野	きしおの	
	東大井	ひがしおおい	荒見	あらみ	名手西野	なてにし	善田	ぜんだ	北	きた	
	久留壁	くるべき	遠方	おちかた	藤崎	ふじさき	黒川	くろかわ	長原	ながはら	
	西大井	にしおおい	風市	かざし	後田	しれだ	野田原	のたはら	長山	ながやま	
	田中馬場	たなかばば	勝神	かすかみ	王子	おうじ	脇谷	わきだに	西山	にしやま	
	花野	けや	杉原	すいばら	赤沼田	あかんだ	垣内	かいと	岸宮	きしみや	
	尾崎	おざき	馬宿	うまやど	横谷	よこだに	中畑	なかはた	鳥居	とりい	
	畑野上	はたのうえ	上丹生谷	かみにゅうや	麻生津中	おおづなか	峯	みね	北山	きたやま	
	中井阪	なかいさか	下丹生谷	しもにゅうや	北涌	きたわき			丸栖	まるす	
	下井阪	しもいさか	西川原	にしかわはら	西脇	にしわき					
	西井阪	にしいさか	野上	のがみ							
	南中	みなみなか	東川原	ひがしかわはら							
	北大井	きたおおい	北志野	きたしの							
南勢田	みなみせいだ	北長田	きたながた								
北勢田	きたせいだ	上田井	こうだい								
重行	しげき	嶋	しま								
池田新	いけだしん	長田中	ながたなか								

北中	きたなか	深田	ふけだ
神領	じんりょう	別所	べっしょ
東山田	ひがしやまだ	松井	まつい
西山田	にしやまだ	南志野	みなみしの
神通	じんずう	上鞆渚	かみともぶち
中畑	なかはた	下鞆渚	しもともぶち
今畑	いまはた	中鞆渚	なかともぶち
登尾	のぼりお		
枇杷谷	びわだに		
豊田	とよだ		
東三谷	ひがしみたに		
中三谷	なかみたに		
西三谷	にしみたに		
東国分	ひがしこくぶ		
古和田	ふるわだ		

--	--	--	--

先進事例における町名・字名の取扱いの調整内容

都道府県	合併協議会名	構成市町村数	調整内容	合併日(予定含む) 新名称
新潟県	両津市・相川町・佐和田町・金井町・新穂村・畑野町・真野町・小木町・羽茂町・赤泊村 佐渡10市町村法定合併協議会	1市7町2村	<p>1. 新市の町、大字名は、「大字」中「大字」を廃止し、「市(従来の名称)」とする。</p> <p>2. 不動産登記簿上残っている小字は、現行のとおりとする。</p> <p>ただし、従来の名称のみにより、地理的判断等で著しく不都合を生ずることが予想されるものを次のとおり変更する。</p> <p>相川町 相川一丁目、相川一丁目裏町、相川一丁目浜町 相川二丁目、相川二丁目浜町、相川二丁目新浜町 相川三丁目、相川三丁目浜町、相川三丁目新浜町 相川四丁目、相川四丁目浜町</p> <p>真野町 真野新町</p> <p>また、同一の名称を次のとおり変更する。</p> <p>同一名称 大川 両津大川、真野大川 大浦 相川大浦、小木大浦 新保 北新保(金井町)、南新保(赤泊村)</p>	平成16年3月1日 佐渡市
岐阜県	萩原町・小坂町・下呂町・金山町・馬瀬村 益田郡合併協議会	4町1村	<p>1. 萩原町の大字については、従前的大字名の前に「萩原町」をつける。</p> <p>2. 小坂町の大字については、「大字」の文字は削除し、従前的大字名の前に「小坂町」をつける。</p> <p>3. 下呂町の大字については、新市名が決定後調整する。</p> <p>4. 金山町の大字については、従前的大字名の前に「金山町」をつけ、下原地区については別途協議する。</p> <p>5. 馬瀬村の大字については、「大字」の文字は削除し、従前的大字名の前に「馬瀬」をつける。</p>	平成16年3月1日 下呂市
熊本県	大矢野町・松島町・姫戸町・龍ヶ岳町 天草上島4町合併協議会	4町	<p>4町の町・字の区域については、現行のとおりとする。また、名称の表示は大字の字句を削除し、次のとおりとする。</p> <p>市 町 (は市名、は旧町名、は大字名)</p> <p>(例) 市大矢野町登立</p>	平成16年3月1日 上天草市
和歌山県	田辺市・龍神村・中辺路町・大塔村・本宮町 田辺広域合併協議会	1市2町2村	<p>1. 田辺市 区域及び名称ともに、現行どおりとする。</p> <p>2. 龍神村 区域については現行どおりとし、現行の大字名の前に「龍神村」を付し「大字」の字句を削除した名称とする。</p> <p>3. 中辺路町 「大字高原」の区域のうち西之詰、仲田、大島、川合、岩崎及び朝来平の区域を合わせた区域を新たに大字の区域として画し、名称を「中辺路町川合」とする。 その他の区域については、現行の大字名の前に「中辺路町」を付し「大字」の字句を削除した名称とする。</p> <p>4. 大塔村 区域については現行どおりとし、現行の大字名から「大字」の字句を削除した名称とする。</p> <p>5. 本宮町 「皆瀬川」の区域のうち川湯、相須、川湯向イ及び平野の区域並びに「田代」の区域のうち坂垣内の区域を合わせた区域を新たに大字の区域として画し、名称を「本宮町川湯」とする。 その他の区域については、現行の大字名の前に「本宮町」を付した名称とする。</p>	平成17年5月1日 田辺市

町名・字名に関する法的手続き

1. 関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2. 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3. 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる

2. 手続きの手順

この手順は、「市町村長の提案」「市町村議会の議決」「知事への届出」「知事の告示」「効力発生」となるが、この処分は新市町において行ふべきものであることから、この手続きのとおりに行くと、合併と同時に施行させることができず、新市町の発足時には、新市町の名称だけが変更され、その後に町名以下が変更されることになり、二度手間に住民に多大な影響を及ぼすことになってしまう。

こうしたことから、実際の手続きは、合併の日に市町村長職務執行者が、合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分を行い、同日で知事へ届出を行い、効力発生要件となる知事の告示は、事前に県と十分連携を取った上で、合併の日付で行ってもらい、新市町の初議会で専決処分の承認を求めることとなる。

3. 手続きの要、不要の例

市町村の廃置分合に際し、旧町村の字の全区域と全名称をそのまま新市町村の字の区域と名称とする場合には、地方自治法第260条の手続きは不要です。ただし、「大字xx」を単に「xx」と変更するなど、大字や小字を表示しない場合であっても、「大字xx」が固有名詞と考えられるので、地方自治法第260条の手続きが必要です。

【手続不要の例】

郡 町xx 市xx

郡 町大字xx 市大字xx

【手続を要する例】（新たに町名を画すると解釈される。）

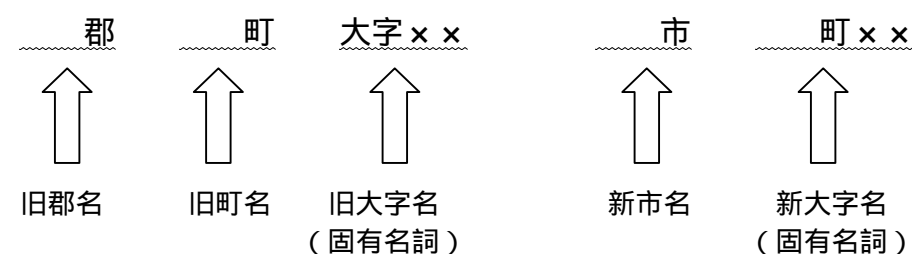
郡 町xx 市 町xx

郡 町大字xx 市大字 町xx

市 町xx

市xx

【郡名・町名・大字名の関係】



町名・字名の変更による住民の各種手続き等

1. 住民票・戸籍

特に手続きは必要ありません。職権で変更します。

2. 土地・建物等登記簿

不動産所有者の住所変更の手続きは、特に必要ありません。

合併前の町、村、字名を合併後のものに読み替える「みなし規定」がありますので、そのままでも問題はありません。なお、新市名等に変更することを希望される方や都合により住所変更の登記が必要な方は、新市が発行する住所表記の変更を証する書面【合併証明書】を添付して、申請書を作成し提出することにより変更することができます。

この場合、本人が申請する際は、登録免許税は、免除されます。また、合併後に大字名を変更する場合も、同様の取り扱いとなります。

3. 会社等の商業登記・法人登記等

会社・法人の代表者等の住所変更の手続きは、特に必要ありません。

合併前の町、村、字名を合併後のものに読み替える「みなし規定」がありますので、そのままでも問題はありません。なお、新市名等に変更を希望する方や信用取引(取引先の都合・融資関係)等都合により、住所変更の登記が必要な場合は、新市が発行する住所表記の変更の証する書面【合併証明書】を添付して、申請書を作成し提出することにより変更することができます。

この場合、本人が申請する際は、登録免許税は、免除されます。また、合併後に大字名を変更する場合も、同様の取り扱いとなります。

4. 自動車運転免許証

住所変更による書き替えや届け出は、特に必要ありません。

次回の運転免許証の更新申請の際、併せて行っていただくことで差し支えありません。なお、更新手続きの際に、本人が確実に本籍、住所等を認識している場合は、住民票(戸籍の入ったもの)は必要ありませんが、不確かな場合は住民票(戸籍の入ったもの)を、お持ち願います。

また、次回更新以前に変更を希望する方や証明関係等で変更が必要な方は、警察署や運転免許センターで、書き替え(裏書による対応)できます。

上下水道事業の取扱いについて

上下水道事業の取扱いについて、調整方針(案)を下記のとおり提出する。

平成16年9月30日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	上下水道事業の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	上下水道部会
事 務 局	調整課
調整方針(案)	<p>(1) 上水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。 上水道施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 上水道事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新計画を策定する。 上水道使用料、メーター使用料及び加入分担金については、合併後当分の間、現行のとおりとする。 各種手数料、受益者負担金(施設分担金)、検針業務及び水道料金の徴収方法については、合併時に統一する。</p> <p>(2) 工業用水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。 桃山町工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 簡易水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。 簡易水道施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 簡易水道使用料、メーター使用料及び加入分担金については、合併後当分の間、現行のとおりとする。 各種手数料、受益者負担金(施設分担金)、検針業務及び水道料金の徴収方法については、合併時に統一する。</p> <p>(4) 飲料水供給施設事業の取扱いについては、次のとおりとする。 神通・中畑飲料水供給施設及び銚子ノ口飲料水供給施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、地元が管理する飲料水供給施設については、合併時に補助制度を一元化するものとする。 水道使用料、メーター使用料及び加入分担金については、合併後当分の間、現行のとおりとする。 各種手数料、受益者負担金(施設分担金)、検針業務及び料</p>

	<p>金の徴収方法については、合併時に統一する。</p> <p>(5) 下水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>流域関連公共下水道事業計画については、新市において策定する。なお、策定されるまでの間は現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>貴志川町特定環境保全公共下水道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>西山地区農業集落排水処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
--	--

平成16年 月 日 確認

協議第36号の1

各種事務事業（環境衛生関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（環境衛生関係事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年9月30日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協定項目	各種事務事業（環境衛生関係事業）の取扱いについて（ごみ・し尿・火葬場の取扱い含む）
項目区分	その他の協定項目
担当部会	環境衛生部会
事務局	調整課
調整方針(案)	<p>(1) ごみ・し尿関係は、次のとおりとする。</p> <p>一般廃棄物処理計画については、合併後、新市において新たに策定する。なお、策定されるまでの間は現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>一般廃棄物処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市において地元同意の趣旨を尊重する。</p> <p>ごみ分別及び収集については、合併後、一定の周知期間を設け、貴志川町及び桃山町の方法を基本に統一する。ただし、古紙及び粗大ごみは、合併時まで調整する。</p> <p>指定ごみ袋の取扱いについては、合併時に統一する。ただし、各町の現行のごみ袋は、合併後も使用できるものとする。</p> <p>持ち込みごみ処理手数料については、合併時に統一する。</p> <p>ごみ集積施設設置費補助事業及び生ごみ処理機購入に対する補助事業については、合併時に統一し実施する。</p> <p>し尿及び浄化槽汚泥の収集体制及び収集区域については現行のとおりとする。ただし、現在、直営で行っている那賀町については、できるだけ早い時期に許可制に移行する方向で調整する。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可及び浄化槽法第35条第1項の許可については、新市において改めて審査する。</p> <p>(2) 火葬場・墓地関係は、次のとおりとする。</p> <p>火葬場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市</p>

	<p>において地元同意の趣旨を尊重する。</p> <p>また、使用料は貴志川町（五色台広域施設組合）の例により合併時に統一し、附属施設の使用料は現行のとおりとする。</p> <p>祭壇貸付事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、合併後、利用状況を見ながら事業の存続を検討する。</p> <p>霊柩車貸与事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、打田町の霊柩車使用料は合併時まで調整する。</p> <p>町営墓地については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、打田町営墓地は、新たな埋葬は行わない。</p> <p>(3) 環境保全関係は、次のとおりとする。</p> <p>合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に統一し、新市においても引き続き実施する。</p> <p>温室効果ガス削減実行計画については、新市において策定する。</p> <p>住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度は、合併時に廃止する。</p>
--	---

平成16年 月 日 確認

協議第37号の1

各種事務事業（商工・観光振興関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（商工・観光振興関係事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年9月30日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（商工・観光振興関係事業）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	経済産業部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 商工会については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合調整に努めることとし、商工会補助金については、新市において調整する。</p> <p>(2) プレミアム商品券事業補助金については、新市においても実施する方向で関係団体と調整する。</p> <p>(3) 中小企業資金利子補給金については、新市においても引き続き実施する。なお、制度については新市において一元化する。</p> <p>(4) 観光協会については、合併時に統合するよう調整に努める。なお、運営については新市において調整する。ただし、葛城観光協会及び藤崎観光協会については、現行のとおりとし、助成等については新市において調整する。</p> <p>(5) 観光イベント・伝統行事については、合併の翌年度までは現行のとおりとし、以降は新市において調整する。</p> <p>(6) 観光資源のうち町が管理する観光資源については、新市において効率的な管理体制の確立に努めるものとする。</p>

平成16年 月 日 確認

協議第38号の1

各種事務事業（都市計画事業）の取扱いについて

各種事務事業（都市計画事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年9月30日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（都市計画事業）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	建設部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 都市計画マスタープランについては、新市において長期総合計画作成後、策定する。</p> <p>(2) 都市計画事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 都市計画区域については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、新市において県と協議の上、見直しを図る。</p> <p>(4) 都市計画審議会については、合併時に統合する。なお、定数は17人以内とし、任期は3年とする。また、委員構成については、貴志川町の例を基本とし調整を図る。</p> <p>(5) 計画区域内における建築物の建築制限については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(6) 土砂等による埋立許可については、合併時に統一する。</p>

平成16年 月 日 確認

協議第39号の1

各種事務事業（建設関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（建設関係事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年9月30日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（建設関係事業）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	建設部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 町道路線の認定、変更手続及び廃止手続については、法に基づき現行のとおり新市に引き継ぐものとし、市道路線認定基準については合併時に統一し、新市において路線認定の見直しを行う。</p> <p>(2) 道路占用料、交通安全対策事業並びにポンプ場及び樋門等の維持管理については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(3) 急傾斜地崩壊対策事業等における分担金の徴収については、現事業箇所は現行のとおり新市に引き継ぎ、新規事業については新市において調整する。</p> <p>(4) 道路新設改良及び維持修繕（町単独）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(5) 河川、排水路の維持修繕については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、河川指定については調整する。</p> <p>(6) 河川法の適用又は準用を受けない河川等の管理については、新市においても引き続き実施する。</p> <p>(7) 道路施設管理委託業務については、新市において効率的な管理体制の確立に努める。</p> <p>(8) 生活環境施設整備補助金については、現行制度を見直し、一元化を図る。</p> <p>(9) 町道整備工事補助金については、合併時に廃止する。</p>

平成16年 月 日 確認

協議第40号の1

各種事務事業（公営住宅事業）の取扱いについて

各種事務事業（公営住宅事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年9月30日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協定項目	各種事務事業（公営住宅事業）の取扱いについて
項目区分	その他の協定項目
担当部会	建設部会
事務局	調整課
調整方針（案）	<p>（1）公営住宅事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、公営住宅法に基づき実施する。 なお、家賃については、合併時は現行のとおりとし、新市における家賃は応益応能によるものとする。 ただし、合併前に比べて家賃が高くなる住宅については、一定期間の経過措置の後、一元化に努めるものとする。</p> <p>（2）改良住宅事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、住宅地区改良法に基づき実施する。 なお、家賃については、合併時は現行のとおりとし、新市における家賃は応益応能によるものとする。 ただし、合併前に比べて家賃が高くなる住宅については、一定期間の経過措置の後、一元化に努めるものとする。</p> <p>（3）住宅計画（ストック総合活用計画）については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>（4）きのくに木造住宅耐震化促進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>

平成16年 月 日 確認

協議第41号の1

各種事務事業（町営バス運行事業）の取扱いについて

各種事務事業（町営バス運行事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年9月30日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（町営バス運行事業）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	企画部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	(1) 町営バス運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、路線等を見直す。 (2) 紀の川コミュニティバスについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市及び紀の川コミュニティバス連絡協議会において検討する。

平成16年 月 日 確認

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年10月28日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	事務組織及び機構の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	総務財政部会
事 務 局	総務課
調整方針（案）	<p>新市の事務組織及び機構については、次の方針に従い整備する。</p> <p>（1）現在の打田町、粉河町、那賀町、桃山町及び貴志川町の庁舎を有効活用するため、本庁機能を分散するとともに、それぞれに支所若しくは分室を置き、住民サービスが低下しないよう十分配慮する。</p> <p>（2）行政課題に迅速かつ的確に対応できるよう整備する。</p> <p>（3）責任の所在が明確で、指揮命令系統が分かりやすい事務組織及び機構とする。</p> <p>（4）緊急時に即応できる事務組織及び機構とする。</p>

平成16年 月 日 確認

協議第 4 3 号

各種事務事業（農林業振興関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（農林業振興関係事業）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 0 月 2 8 日 提出

那賀 5 町 合併 協議 会
会 長 服 部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（農林業振興関係事業）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	経済産業部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>農林業振興関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>（ 1 ）農業振興地域整備計画及び森林整備計画については、新市において策定する。なお、策定されるまでの間は、現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>（ 2 ）農業振興地域整備促進協議会については、合併時に再編し、農業振興協議会等については、合併時に廃止する。</p> <p>（ 3 ）経営対策体制整備推進事業については、現行のとおり実施することとし、計画策定会議については、新市において再編する。</p> <p>（ 4 ）土壌改良補助事業については、合併時に廃止する。</p> <p>（ 5 ）農業経営管理合理化推進事業補助金については、合併時に一元化する。</p> <p>（ 6 ）水田農業構造改革対策推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、平成 1 8 年度で事業が終了するため以降については、国の新制度に基づき検討する。</p> <p>（ 7 ）打田町ふれあい水田創生事業及び粉河町水田営農活性化対策奨励補助事業については、合併時に廃止する。</p> <p>（ 8 ）果樹対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>（ 9 ）有害獣被害防止対策事業については、合併時に一元化する。</p> <p>（ 10 ）有害鳥獣駆除事業については、新市において引き続き実施する。なお、実施団体への補助金等については、新市において調整する。</p> <p>（ 11 ）農業振興関係団体及び林業振興関係団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合調整に努めることとする。ただし、独自の団体について</p>

	<p>は、現行のとおりとする。なお、団体への補助金等については、新市において調整する。</p> <p>(12) 那賀町特別栽培農産物認証制度については、合併時に廃止する。なお、新市においては、県の認証制度により実施する。</p> <p>(13) 農林産業まつりについては、新市において調整する。</p> <p>(14) 国及び県の農林関係補助事業で合併時に継続している事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、受益者負担については、継続しているものは現行のとおりとし、合併後新たに行う事業については、新市において一元化する。</p> <p>(15) 農業施設基盤整備事業（町単独事業）については、新市において一元化する。</p>
--	--

平成16年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	農林業振興関係事業の取扱い	調整課
調整方針（案）	<p>農林業振興関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 農業振興地域整備計画及び森林整備計画については、新市において策定する。なお、策定されるまでの間は、現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>(2) 農業振興地域整備促進協議会については、合併時に再編し、農業振興協議会等については、合併時に廃止する。</p> <p>(3) 経営対策体制整備推進事業については、現行のとおり実施することとし、計画策定会議については、新市において再編する。</p> <p>(4) 土壌改良補助事業については、合併時に廃止する。</p> <p>(5) 農業経営管理合理化推進事業補助金については、合併時に一元化する。</p> <p>(6) 水田農業構造改革対策推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、平成18年度で事業が終了するため以降については、国の新制度に基づき検討する。</p> <p>(7) 打田町ふれあい水田創生事業及び粉河町水田営農活性化対策奨励補助事業については、合併時に廃止する。</p> <p>(8) 果樹対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(9) 有害獣被害防止対策事業については、合併時に一元化する。</p> <p>(10) 有害鳥獣駆除事業については、新市において引き続き実施する。なお、実施団体への補助金等については、新市において調整する。</p> <p>(11) 農業振興関係団体及び林業振興関係団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合調整に努めることとする。ただし、独自の団体については、現行のとおりとする。なお、団体への補助金等については、新市において調整する。</p> <p>(12) 那賀町特別栽培農産物認証制度については、合併時に廃止する。なお、新市においては、県の認証制度により実施する。</p> <p>(13) 農林産業まつりについては、新市において調整する。</p> <p>(14) 国及び県の農林関係補助事業で合併時に継続している事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、受益者負担については、継続しているものは現行のとおりとし、合併後新たに行う事業については、新市において一元化する。</p> <p>(15) 農業施設基盤整備事業（町単独事業）については、新市において一元化する。</p>			

区 分	那 賀 5 町 の 状 況						調整の具体的内容																																																									
	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町																																																											
農業振興地域整備計画	名称	打田町農業振興地域整備計画	粉河町農業振興地域整備計画	那賀町農業振興地域整備計画	桃山町農業振興地域整備計画	貴志川町農業振興地域整備計画	農業振興地域整備計画については、新市において策定する。なお、策定されるまでの間は、現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。																																																									
	策定年度	昭和48年度 (平成15年度変更)	昭和48年度 (平成10年度変更)	昭和46年度 (平成6年度変更)	昭和48年度 (平成7年度変更)	昭和48年度 (平成9年度変更)																																																										
	目的・概要	農振法に基づき県知事から地域指定を受け市町村が策定する計画で、地域農業の健全な発展と振興を図るための土地利用計画である。 この計画において、農用地利用計画を定め、その農用地区域を対象に各種整備計画が定められる。	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ																																																										
	農用地利用計画	<table border="1"> <tr><td colspan="2">現状（平成14年度）</td></tr> <tr><td>地域面積</td><td>2,864ha</td></tr> <tr><td>農用地</td><td>1,220ha</td></tr> <tr><td>森林原野</td><td>735ha</td></tr> <tr><td>住宅地</td><td>170ha</td></tr> <tr><td>その他</td><td>739ha</td></tr> </table>	現状（平成14年度）		地域面積	2,864ha	農用地	1,220ha	森林原野	735ha	住宅地	170ha	その他	739ha	<table border="1"> <tr><td colspan="2">現状（平成14年度）</td></tr> <tr><td>地域面積</td><td>5,151ha</td></tr> <tr><td>農用地</td><td>1,854ha</td></tr> <tr><td>森林原野</td><td>1,985ha</td></tr> <tr><td>住宅地</td><td rowspan="2">1,312ha</td></tr> <tr><td>その他</td></tr> </table>	現状（平成14年度）		地域面積	5,151ha	農用地	1,854ha	森林原野	1,985ha	住宅地	1,312ha	その他	<table border="1"> <tr><td colspan="2">現状（平成14年度）</td></tr> <tr><td>地域面積</td><td>2,506ha</td></tr> <tr><td>農用地</td><td>1,004ha</td></tr> <tr><td>森林原野</td><td>888ha</td></tr> <tr><td>住宅地</td><td>80ha</td></tr> <tr><td>その他</td><td>534ha</td></tr> </table>	現状（平成14年度）		地域面積	2,506ha	農用地	1,004ha	森林原野	888ha	住宅地	80ha	その他	534ha	<table border="1"> <tr><td colspan="2">現状（平成14年度）</td></tr> <tr><td>地域面積</td><td>4,223ha</td></tr> <tr><td>農用地</td><td>926ha</td></tr> <tr><td>森林原野</td><td>2,287ha</td></tr> <tr><td>住宅地</td><td rowspan="2">1,010ha</td></tr> <tr><td>その他</td></tr> </table>	現状（平成14年度）		地域面積	4,223ha	農用地	926ha	森林原野	2,287ha	住宅地	1,010ha	その他	<table border="1"> <tr><td colspan="2">現状（平成14年度）</td></tr> <tr><td>地域面積</td><td>2,104ha</td></tr> <tr><td>農用地</td><td>627ha</td></tr> <tr><td>森林原野</td><td>503ha</td></tr> <tr><td>住宅地</td><td>183ha</td></tr> <tr><td>その他</td><td>791ha</td></tr> </table>	現状（平成14年度）		地域面積	2,104ha	農用地	627ha	森林原野	503ha	住宅地	183ha	その他	791ha
現状（平成14年度）																																																																
地域面積	2,864ha																																																															
農用地	1,220ha																																																															
森林原野	735ha																																																															
住宅地	170ha																																																															
その他	739ha																																																															
現状（平成14年度）																																																																
地域面積	5,151ha																																																															
農用地	1,854ha																																																															
森林原野	1,985ha																																																															
住宅地	1,312ha																																																															
その他																																																																
現状（平成14年度）																																																																
地域面積	2,506ha																																																															
農用地	1,004ha																																																															
森林原野	888ha																																																															
住宅地	80ha																																																															
その他	534ha																																																															
現状（平成14年度）																																																																
地域面積	4,223ha																																																															
農用地	926ha																																																															
森林原野	2,287ha																																																															
住宅地	1,010ha																																																															
その他																																																																
現状（平成14年度）																																																																
地域面積	2,104ha																																																															
農用地	627ha																																																															
森林原野	503ha																																																															
住宅地	183ha																																																															
その他	791ha																																																															

区分		那賀 5 町 の 状 況					調整の具体的内容
		打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	
農業振興地域整備促進協議会	名称	打田町農業振興地域整備促進協議会	粉河町農業振興地域整備促進協議会	那賀町農業振興地域整備促進協議会	桃山町農業振興地域整備促進協議会	該当なし (農業振興協議会で対応)	農業振興地域整備促進協議会については、合併時に再編する。
	構成員数	10名	17名	23名	16名		
	主な会務	農業振興地域整備計画及び変更計画の審議	左に同じ	左に同じ	左に同じ		
	組織	委員構成は次のとおり (1) 町議会 (2) 農業委員会 (3) 土地改良区 (4) 農業協同組合 (5) 農業団体	委員構成は次のとおり (1) 農業委員会 (2) 町議会 (3) 土地改良区 (4) 農業共済組合 (5) 農業協同組合 (6) 地区総代	委員構成は次のとおり (1) 農業委員会 (2) 農業協同組合 (3) 町議会 (4) 青年農業経営者協議会 (5) 農業改良普及センター (6) 町職員	委員構成は次のとおり (1) 農業委員会 (2) 町議会 (3) 農業協同組合 (4) 土地改良区 (5) 農業団体 (6) 森林組合 (7) 商工会 (8) 区長		
	任期	2年	2年	2年	2年		
	報償等	有	有	無	有		
農業振興協議会等	名称	打田町農業振興協議会	粉河町農業振興協議会	那賀町農業振興協議会	桃山町農業構造改善事業協議会	貴志川町農業振興協議会	農業振興協議会等については、合併時に廃止する。
	構成員数	10名	34名	23名	12名	15名	
	主な会務	各種農作物の共同体の強化と共販による計画的な出荷並びに農産加工等々を協議し、農業所得を向上する新しい方向を洞察し、その対策を樹立すること	農業振興に関する啓蒙及び推進・補助事業に関する調査研究を通じ、農業の総合的な振興を図る。	農業振興計画の樹立、実施及び農業生産向上に関する調査研究等	農業基本問題とその対策及び農業構造改善対策事業計画の樹立、実施等	農業振興地域整備計画及び貴志川町の農業振興に関する重要事項について協議する。	
	組織	町議会議員、農業委員会委員、農業協同組合、農業改良普及センター、農業士会、青年農業経営者協議会、4Hクラブ及び生産者団体の各代表	町長、町議会議員、農業委員会委員、農業協同組合、農業改良普及センター及び農業団体の各代表	町議会議員、農業委員会委員、農業改良普及センター及び農業協同組合の各代表	町議会議員、農業委員会委員、農業協同組合、学識経験者及び桃山町農業農村活性化推進員の各代表で25名以内	農業委員会委員、農業共済組合、土地改良区、商工会、農業士会、青年農業経営者協議会、農業協同組合、農業改良普及センター及び学識経験者の各代表	
	任期	2年	2年	2年	2年	2年	
	報償等	無	無(補助金を交付)	無	無	有(報酬)	

区分		那賀 5 町 の 状 況					調整の具体的内容						
		打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町							
農業経営支援事業	経営対策体制整備推進事業	名称	打田町経営・生産対策推進会議	粉河町経営対策審議会	那賀町経営対策協議会	桃山町経営・生産対策推進会議	貴志川町経営・生産対策推進会議	経営対策体制整備推進事業については、現行のとおり実施することとし、計画策定会議については、新市において再編する。					
		設置年月	平成 7 年 10 月	平成 12 年 4 月	平成 12 年 4 月	昭和 63 年 9 月	平成 12 年 4 月						
		概要	地域農業マスタープランを策定するとともに、単年度ごとに評価しながら同プランを総合的に推進する。国補助 1/2	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ						
		組織構成	打田町、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、農業士会、青年農業経営者協議会及び 4 H クラブ	粉河町、農業委員会、農業改良普及センター及び農業協同組合	那賀町、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合及び生産者代表	桃山町、農業委員会、農業改良普及センター及び農業協同組合	農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、商工会、農業士会、青年農業経営者協議会及び学識経験者						
		事業費	200,000 円 (H15 決算)	200,000 円 (H15 決算)	200,000 円 (H15 決算)	202,000 円 (H15 決算)	201,000 円 (H15 決算)						
	土壌改良補助事業	名称	事業実施なし	粉河町土壌改良補助事業	那賀町土壌改良補助事業	事業実施なし	事業実施なし	土壌改良補助事業については、合併時に廃止する。					
		概要		有機肥料による土壌改良を推進するため、有機肥料を購入する農家に購入費用の一部を補助する。	左に同じ								
		対象者		町内に住所を有する農業者でパーク堆肥を購入する者	左に同じ								
		補助率		1,000 円 / t 又は 30 円 / 袋	4 円 42 銭 / kg								
	農業経営管理合理化推進事業補助金	名称	打田町農業経営管理合理化推進事業補助金	粉河町農業経営管理合理化推進事業補助金	那賀町農業経営管理合理化推進事業補助金	事業実施なし	事業実施なし	農業経営管理合理化推進事業補助金については、合併時に一元化する。					
		概要	認定農業者の育成や新規就農促進など地域の实情に即した経営体の育成と発展を目的にパソコン等を購入する農業者に対しその費用の一部を補助する。	左に同じ	認定農業者の育成や新規就農促進など地域の实情に即した経営体の育成と発展を目的にパソコン等、大型農機具の購入及び利用権の設定に対しその費用の一部を補助する。								
		補助率	【パソコン】 購入費の 50% (上限額 150,000 円) 【ソフト】 購入費の 80% (上限額 50,000 円)	【パソコン】 購入費の 50% 以内 (上限額 40,000 円) 【ソフト】 購入費の 50% 以内 (上限額 20,000 円)	<table border="1"> <tr> <td>パソコン</td> <td>購入費の 1/3 限度額 5 万円</td> </tr> <tr> <td>ソフト</td> <td>購入費の 2/3 限度額 2 万円</td> </tr> <tr> <td>大型農機具</td> <td>100,000 円 (対象 100 万円以上の購入)</td> </tr> <tr> <td>利用権設定</td> <td>・契約 3～5 年 1 万円 / 10 a ・契約 5 年～ 2 万円 / 10 a</td> </tr> </table>	パソコン	購入費の 1/3 限度額 5 万円		ソフト	購入費の 2/3 限度額 2 万円	大型農機具	100,000 円 (対象 100 万円以上の購入)	利用権設定
パソコン	購入費の 1/3 限度額 5 万円												
ソフト	購入費の 2/3 限度額 2 万円												
大型農機具	100,000 円 (対象 100 万円以上の購入)												
利用権設定	・契約 3～5 年 1 万円 / 10 a ・契約 5 年～ 2 万円 / 10 a												

区 分		那 賀 5 町 の 状 況					調整の具体的内容	
		打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町		
水田対策事業	水田農業構造改革対策推進事業	水田農業振興計画	平成 16 年度策定 (実施期間 平成 16～18 年度)	平成 11 年度策定 (実施期間 平成 11～16 年度)	平成 11 年度策定 (実施期間 平成 11～16 年度)	平成 11 年度策定 (実施期間 平成 11～16 年度)	平成 12 年度策定 (実施期間 平成 12～16 年度)	水田農業構造改革対策推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、平成 18 年度で事業が終了するため以降については、国の新制度に基づき検討する。
		水田農業推進協議会	(概要) 米を取り巻く環境の変化に対応し、消費者・市場重視の考えに立って、需要に即応した米作りの推進を通じて水田農業経営の安定と発展を図る。これらの対策推進のための連絡調整及び計画協議を行う。 (組織構成) ・農業委員会 ・農業協同組合 ・農業共済組合 ・土地改良区 ・担い手農家 ・町	(概要) 左に同じ (組織構成) ・農業委員会 ・農業協同組合 ・農業共済組合 ・農業改良普及センター ・食糧事務所 ・町	(概要) 左に同じ (組織構成) ・農業委員会 ・農業協同組合 ・農業共済組合 ・区長会 ・食糧事務所 ・町	(概要) 左に同じ (組織構成) ・農業委員会 ・農業協同組合 ・農業共済組合 ・区長会 ・食糧事務所 ・町	(概要) 左に同じ (組織構成) ・農業委員会 ・農業協同組合 ・農業共済組合 ・区長会 ・食糧事務所 ・町	
		事業費	3,219,000 円(H15 決算)	736,000 円(H15 決算)	595,000 円(H15 決算)	856,000 円(H15 決算)	980,000 円(H15 決算)	
	上記以外の水田対策事業	名称	打田町ふれあい水田創生事業	粉河町水田営農活性化対策奨励補助事業	事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし	打田町ふれあい水田創生事業及び粉河町水田営農活性化対策奨励補助事業については、合併時に廃止する。
概要		打田町青年農業経営者協議会及び打田町 4 H クラブが行う事業で水田農業経営確立対策の一環として展示園(花き)を設置し、花きの普及を図るもの	過剰基調にある米の需給調整を図るため、水田転作によって水田営農活性化の活動を助長することを目的に水田転作(転作該当作物を作付けした者に限る。)を実施した町内の農業者に奨励補助金を交付するもの					
補助金額		1,000,000 円(H15 決算)	1,606,860 円(H15 決算)					

区分		那賀5町の状況					調整の具体的内容	
		打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町		
果樹対策事業	生産及び振興支援事業	名称	事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし	桃山町ももせん孔細菌病害緊急対策補助事業	事業実施なし	果樹対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
		概要				桃山町に在住する桃生産農家が、桃のせん孔細菌病の予防対策を行うにあたり、その防除費用の一部を補助する。		
		補助対象				防除剤購入費用 防風ネット等設置費用		
		補助率				事業費の1/3以内		
	果樹生産促進事業	名称	事業実施なし	事業実施なし	事業実施なし	桃山町果樹生産促進(新改植)事業補助事業	事業実施なし	
		概要				桃山町に在住する農家が、果樹若返り対策として優良品種の新改植を実施するにあたり、その費用の一部を補助する。		
		補助対象				・ 桃の優良品種の新・改植 ・ 柿の優良品種の新・改植 ・ 柑橘類の優良品種の新・改植 ・ 梅、キウイフルーツの優良品種の新・改植 ・ 優良品種の新・改植に伴う土壌改良		
		補助率				苗木購入費の1/3以内 但し、品種により基準額を設定		
農地保全等対策事業	有害獣被害防止対策事業	名称	打田町有害獣被害防止対策補助事業	粉河町有害獣被害防止対策補助事業	那賀町有害獣被害防止対策補助事業	桃山町有害獣被害防止対策補助事業	貴志川町有害獣被害防止対策補助事業	有害獣被害防止対策事業については、合併時に一元化する。
		概要	農作物を有害獣の被害から守り、農家の経営安定と生産振興を図るため電気柵等の設置にかかる費用の一部を補助する。	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	
		交付対象者	町内在住の農業者で電気柵等を設置する者	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	
		補助率	資材費の1/2以内 上限100,000円	資材費の1/2以内 上限50,000円 (但し、集落共同事業の場合は、150,000円)	資材費の1/2以内 上限100,000円	補助対象基準額51,360円の1/2以内にポール・碍子付き金具・電気柵専用線については1mあたり60円にm数を乗じた額を加えた額	資材費の1/2以内 上限100,000円	
	有害鳥獣駆除事業	事業概要	狩猟鳥獣及び有益鳥獣の保護と有害鳥獣を駆除し農作物への被害を防止することを目的に、有害鳥獣駆除従事者に駆除を依頼するもの	左に同じ	左に同じ	左に同じ	左に同じ	有害鳥獣駆除事業については、新市において引き続き実施する。なお、実施団体への補助金等については、新市において調整する。
		対象団体	猟友会打田分会 (会員数48名)	猟友会粉河分会及び同鞆淵分会 (会員数70名)	猟友会那賀分会 (会員数28名)	猟友会桃山分会 (会員数20名)	貴志川町猟友会 (会員数20名)	
		助成等	補助金200,000円(H15決算)	補助金200,000円(H15決算)	補助金30,000円(H15決算)	補助金61,000円(H15決算)	委託料200,000円(H15決算)	

区分		那賀5町の状況					調整の具体的内容			
		打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町				
農業振興関係団体	4Hクラブ	名称等	打田町4Hクラブ	粉河町4Hクラブ	該当なし	桃山町4Hクラブ	該当なし	新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら統合調整に努めることとし、団体への補助金等については、新市において調整する。		
		概要	研修会、情報意見交換会及び調査研究活動を通じて農業後継者の育成を図るとともに地域農業の発展に寄与する。 組織規模 22名	研修会、情報意見交換会及び調査研究活動を通じて農業後継者の育成を図るとともに地域農業の発展に寄与する。 組織規模 25名		研修会、情報意見交換会及び調査研究活動を通じて農業後継者の育成を図るとともに地域農業の発展に寄与する。 組織規模 16名				
		補助金	80,000円(H15決算)	120,000円(H15決算)		61,000円(H15決算)				
	青年農業経営者協議会	名称等	打田町青年農業経営者協議会	該当なし	那賀町青年農業経営者協議会	該当なし	貴志川町青年経営者協議会			
		概要	生産技術の向上と経営向上のための調査研究・情報収集活動 組織規模 25名		生産技術の向上と経営向上のための調査研究・情報収集活動 組織規模 10名		生産技術の向上と経営向上のための調査研究・情報収集活動 組織規模 26名			
		補助金	80,000円(H15決算)		円		63,000円(H15決算)			
	農業士会	名称等	打田町農業士会	粉河町農業士会	那賀町農業士会	桃山町農業士会	貴志川町農業士会			
		概要	地域農業の振興、農業後継者の育成、農業士の技術向上及び農業士相互の連携と情報交換を行うことを目的とした団体で、地域農業の発展及び農業士の意欲向上のため活動費用の一部を補助するもの 組織規模 35名	左に同じ 組織規模 37名	左に同じ 組織規模 24名	左に同じ 組織規模 31名	左に同じ 組織規模 23名			
		補助金	80,000円(H15決算)	200,000円(H15決算)	14,000円(H15決算)	63,000円(H15決算)	27,000円(H15決算)			
	生活研究グループ	名称等	打田町生活研究グループ協議会	粉河町生活研究グループ協議会	那賀町生活研究グループ協議会	桃山町生活研究グループ協議会	貴志川町生活研究グループ協議会			
		概要	地域農産物の有効利用による女性起業活動の推進、家族経営協定の推進及び女性の役割向上と積極的な社会参加を図ること等を目的として団体で、その活動を支援するため費用の一部を補助するもの 組織規模 300名	左に同じ 組織規模 37名	左に同じ 組織規模 150名	左に同じ 組織規模 71名	左に同じ 組織規模 112名			
		補助金	200,000円(H15決算)	110,000円(H15決算)	45,000円(H15決算)	138,000円(H15決算)	288,000円(H15決算)			

区 分			那 賀 5 町 の 状 況					調整の具体的内容
			打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	
生活学校	名称等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交西生活学校 (8人) ・ 古和田生活学校 (10人) ・ 池田西部生活学校(20人) ・ 打田東部生活学校(22人) 	龍門東生活学校(25人)	あけぼの生活学校(10人)	該当なし	神戸生活学校(22人)	<p>現行のとおりとし、団体への補助金等については、新市において調整する。</p>	
	概要	生活環境問題への取り組み等の活動	空き缶回収、EM菌を利用した環境への取り組み、花いっぱい運動等の活動	公園清掃、空き缶・古紙回収、高齢者との交流活動		生活環境問題への取り組み等の活動		
	補助金	各々20,000円(H15決算)	70,000円(H15決算)	45,000円(H15決算)		18,000円(H15決算)		
農業振興関係団体	上記以外の農業振興関係団体	<p>打田町農業振興団体 (概要)</p> <p>農業振興を図るため、町内の関係団体に対し、生産販売等に関する調査研究に要する費用の一部を補助するもの (対象農業振興団体の名称)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 果樹研究会 ・ そ菜研究会 ・ いちじく生産出荷組合 ・ 畜産振興会 ・ いちご生産出荷組合 ・ 採種組合 ・ たばこ耕作研究会 ・ 養液栽培研究会 ・ 水耕栽培研究会 ・ 花き部会 ・ 新品種研究会 ・ しいたけ研究会 <p>(補助金)</p> <p>合計 884,000円(H15決算)</p>	<p>粉河町有機農業実践グループ (概要)</p> <p>減農薬で安全性の高い農作物を生産し、有機堆肥の使用による有機農業を進めていくための調査研究に必要な経費の一部を補助するもの (補助金)</p> <p>150,000円(H15決算)</p> <p>粉河町営農研究会 (概要)</p> <p>他の組織との連携による農政活動、土壌診断、高品質果樹生産対策及び健康診断にかかる費用の一部を補助するもの (補助金)</p> <p>1,000,000円(H15決算)</p>	<p>那賀町有機農業実践グループ (概要)</p> <p>減農薬で安全性の高い農作物を生産し、有機堆肥の使用による有機農業を進めていくための調査研究に必要な経費の一部を補助するもの (補助金)</p> <p>400,000円(H15決算)</p>	<p>あら川の桃振興協議会 (概要)</p> <p>「あら川の桃」登録商標の管理、PR及び品質、生産向上のための調査研究費用にかかる経費の一部を補助するもの (組織構成)</p> <p>団体会員 9 団体、個人会員 6 名及び各出荷組合加入生産者農家 (負担金)</p> <p>1,000,000円(H15決算)</p> <p>桃山町農事研究会 (概要)</p> <p>桃をはじめとした果樹生産の振興を図るための事業で、その活動費用の一部を補助するもの</p> <p>会員数 1,163 人 (補助金)</p> <p>343,000円(H15決算)</p>	<p>そ菜研究会 (概要)</p> <p>そ菜に関する調査研究・情報収集活動に要する費用の一部を補助するもの</p> <p>会員数 77 名 (補助金)</p> <p>54,000円(H15決算)</p> <p>花き研究会</p> <p>花きに関する調査研究・情報収集活動に要する費用の一部を補助するもの</p> <p>会員数 44 名 (補助金)</p> <p>27,000円(H15決算)</p>		

区分		那賀 5 町 の 状 況					調整の具体的内容
		打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	
特別栽培農産物 認証制度	名称	該当なし	該当なし	那賀町特別栽培農産物認証制度	該当なし	該当なし	那賀町特別栽培農産物認証制度については、合併時に廃止する。なお、新市においては、県の認証制度により実施する。
	事業概要			那賀町有機の町づくり推進要綱の栽培基準に基づいて生産された農作物であることを認証し、安全性を消費者に提供することを目的とした制度で、町認証委員会が認証を行う。 認証委員会は、紀の里農協、紀ノ川農協、那賀町、農業委員会、生産者、消費者の各代表で構成されている。			
農林産業祭り	名称	該当なし	粉河町産業祭	該当なし	該当なし	貴志川まつり	農林産業まつりについては、新市において調整する。
	主催		粉河町産業祭実行委員会			貴志川祭り運営委員会	
	実行(運営)委員会の構成		町議会、総代会、農業委員会、営農研究会、商工会、婦人会、農業共済組合、農業協同組合、農業改良普及センター、及び参加協力団体の代表			貴志川町、教育委員会、町議会、区長会、農業振興協議会、農業委員会、観光協会、むらおこし事業実行委員会、商工会、民生児童委員協議会、青年会、青年農業経営者協議会、女性会議、花卉研究会、そ菜研究会、植木組合、及び紀の里農協	
	参加協力団体数		23 団体			30 団体	
	開催日		毎年 11 月第 3 日曜日			毎年 11 月第 3 土・日曜日	
	開催場所		粉河町民運動場			貴志川町民体育館及び周辺	
	助成等		4,000,000 円 (補助金)			4,000,000 円 (委託料)	

区分		那賀 5 町の状況					調整の具体的内容	
		打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町		
森林整備計画	名称	打田町森林整備計画	粉河町森林整備計画	那賀町森林整備計画	桃山町森林整備計画	貴志川町森林整備計画	森林整備計画については、新市において策定する。なお、策定されるまでの間は、現行の計画を新市に引き継ぎ運用する。	
	計画の期間	平成 14 年度から平成 23 年度	平成 14 年度から平成 23 年度	平成 14 年度から平成 23 年度	平成 9 年度から平成 18 年度	平成 13 年度から平成 22 年度		
	森林の概要	森林総面積	2,233ha	4,264ha	1,110ha	2,554ha		425ha
		人工林面積	849ha	2,845ha	713ha	1,361ha		13ha
	保安林面積	172ha	1,166ha	10,139ha	152ha	25ha		
林業関係	各種林業振興関係団体	打田町みどりの少年団 (概要) 町立池田小学校の児童で構成 地域公園、花壇等の清掃や緑 の募金活動等 (補助金) 68,000 円 (H15 決算)	粉河町みどりの少年団 (概要) 町立鞆渕中学校の生徒で構成 地域の清掃、構内樹木の手入、 学校林の下刈、緑の募金活動等 (補助金) 70,000 円 (H15 決算)	那賀町みどりの少年団 (概要) ボーイスカウトが主な構成員 森林の清掃、植樹活動等 (補助金) 30,000 円 (H15 決算)	桃山町みどりの少年団 (概要) 町立桃山小学校児童で構成 花壇等の清掃、植樹活動、緑の 募金活動等 (補助金) 78,000 円 (H15 決算)	丸栖みどりの少年団 (概要) 町立丸栖小学校児童で構成 花壇・学級菜園の整備、かしの 木バンク活動、緑の募金活動等 (補助金) 68,000 円 (H15 決算)	現行のとおりとし、団体への補助金等については、新市において調整する。	
			鞆渕林業研究会 (概要) 林業振興の調査・研究 那賀郡内の小学 5 年生を対象に 森林林業教室を実施 (補助金) 72,000 円 (H15 決算)		桃山町林業研究会 (概要) 林業振興の調査・研究 会員数 51 名 (補助金) 92,000 円 (H15 決算)			
農林土木事業	国及び県の農林関係補助事業	事業実施なし	農村振興総合整備事業 (県営紀ノ里広域農道整備事業 事業関連) (粉河工区) ・水路、農道、公園整備ほか 山村森林路網整備事業 (高密作業路網整備事業) ・道路整備 鞆渕地区	農村振興総合整備事業 (県営紀ノ里広域農道整備事業 事業関連) (那賀工区) ・水路、農道 中山間総合整備事業 ・道路整備、水路整備ほか 名手上地区 小規模土地改良事業(県単) ・農道整備 災害復旧事業 農地災害 6 か所(H15)	県営農業農村整備事業 (畑地帯総合整備事業) ・道路整備、水路整備 安楽川地区	団体営農業農村整備事業 ・ため池等整備(排水施設) 平池水路地区 ・ほ場整備 長山地区 小規模土地改良事業(県単) ・ため池整備(堤体工) 野田上池地区 ふるさと農道緊急整備事業 ・農道整備 長原南～国主線農道 災害復旧事業 農地災害 4 か所(H15)	国及び県の農林関係補助事業で合併時に継続している事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、受益者負担については、継続しているものは、現行のとおりとし、合併後新たに行う事業については、新市において一元化する。	

区 分		那 賀 5 町 の 状 況					調整の具体的内容	
		打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町		
農 林 土 木 事 業	農業施設基盤整備 事業（町単独事業）	目的	農業経営の近代化と生産性の向上を図るため予算の範囲内で補助金を交付する。	農業用施設の保全を図り併せて農家の経営安定に寄与するため、予算の範囲内で補助金を交付する。	農業用施設の保全を図り併せて農家の経営安定に寄与するため、予算の範囲内で補助金を交付する。	農業用施設の保全を図り併せて農家の経営安定に寄与するため、予算の範囲内で補助金を交付する。	基盤の整備を図るための大字自治区、その他町長が適当と認める団体が事業を行う場合において、当該事業に要する経費に対し補助金を交付する。	農業施設基盤整備事業（町単独事業）については、新市において一元化する。
		補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 農道（農道橋） 新設、改良及び舗装 幅員 2m以上 かんがい用排水路 災害復旧事業として採択 困難及び緊急を要する土 地改良事業 老朽のため池等 災害復旧事業として採択 困難及び緊急を要する土 地改良事業 ため池等 農地防災等を考慮し、た め池等の整備事業を行う ふるさとづくり事業 	国庫補助災害復旧事業の適用を受けない農地農業用施設災害復旧事業並びに県補助小規模土地改良事業の適用を受けない小規模土地改良事業	国庫補助災害復旧事業の適用を受けない農地農業用施設災害復旧事業並びに県補助小規模土地改良事業の適用を受けない小規模土地改良事業	<ul style="list-style-type: none"> 国及び県の補助事業として採択され難い事業で、町長が適当と認める団体が行う事業 受益者が 3 戸以上、又は受益面積が 50 a 以上の農道（幅員 1.5m 以上）の新設、改良及び舗装事業 受益者が 5 戸以上、又は受益面積が 50 a 以上の農業用かんがい用排水路の新設、改良及びため池保全事業 	国県補助事業の適用を受けない生産基盤整備及び生活基盤整備事業を対象とする。 (1) 生産基盤整備事業 ア 農道の改良及び舗装 イ 農業用排水路の改良 ウ ため池の改良 (2) 生活基盤整備事業 ア 集落道の改良、舗装及び補修 イ 集落排水路の改良	
		補助率	<ul style="list-style-type: none"> 農道（農道橋） 50%以内 （1 線 50 万円以内） かんがい用排水路 50%以内 （1 か所 50 万円以内） 老朽のため池等 80%以内 （1 か所 30 万円以内） ため池等 85%以内 （予算の範囲内において当該事業に要する経費） 	認定する事業費のうち、 <ul style="list-style-type: none"> 土地改良事業 30%以内 農業構造改善事業・経営近代化施設 55%以内 	認定する事業費のうち、 <ul style="list-style-type: none"> 土地改良事業 40%以内 （1 か所 20 万円未満） 	当該直接工事に要する経費に対し、補助率は 30%以内とする。 次に定めるもののうち、町長が特に必要と認めた場合は 60%以内とする。 (1) 農道に民家（一戸以上）ある農道 (2) 完成最小幅員 2.5m 以上の農道 (3) 公共の有する農道 (4) ため池の堤体改修事業（水路含まない。）	(1) 生産基盤整備事業 受益者戸数 2 戸以上 1 件当たり工事費 10 万円以上 200 万円以下 <ul style="list-style-type: none"> 農道改良 工事費の 50%以下 農道舗装 1 m²当たり 1,500 円 農業用排水路 工事費の 50%以下 ため池改良 工事費の 50%以下 (2) 生活基盤整備事業 <ul style="list-style-type: none"> 集落道の改良、舗装及び補修 工事費の 50%以下 集落排水路 工事費の 50%以下 （受益者戸数 2 戸以上） 	
		事業費 (補助金)	29,308,400 円（H15 決算）	4,963,000 円（H15 決算）	1,472,450 円（H15 決算）	2,888,000 円（H15 決算）	10,986,000 円（H15 決算）	

先進地事例における農林業振興関係事業の取扱いの調整内容			
合併協議会名又は新市名	構成市町村	調整内容	合併の期日(予定含む。)
高島地域合併協議会 (滋賀県)	5町	1. 農林水産関係事業のうち国、県の補助事業ならびに合併時に継続事業となるものについては、新市において引き続き実施する。 2. 5町の類似する単独事業については、新市において統一できるように調整し、5町独自の事業については、地域の特性等を踏まえ、それぞれ関係する団体と協議して調整する。 3. 生産調整事業の助成制度については、国等の施策、方針に基づき、新市において、5町の現行予算額を基本として助成額を調整する。 4. 土地改良事業関係の分担金については、継続事業分は現行どおり新市に引継ぎ、新規事業分については統一の方向で調整する。 5. 有害鳥獣駆除事業については、現行どおり新市に引継ぐ。ただし、委託事業については、新市において統一できるように関係団体と協議して調整する。 6. 農業振興地域整備計画及び各種事業関連計画については、新市発足後に新たに作成する。	平成16年10月1日 (新設合併)
南部町・南部川村合併協議会 (和歌山県)	1町1村	農林水産関係事業の取扱いについて 農業(農林業)振興協議会については、新町において新たに設置する。 農業関係団体への支援及び補助については、新町において設置する。 梅振興事業については、新町において引き続き実施する。 梅振興団体への補助金、組織については新町において調整する。 土地改良事業のうち、継続事業については現行の補助率で新町に引き継ぐ。新規事業については、事業採択時に新町において調整する。 農地災害及び農業施設災害復旧事業分担金については、施設災害は公共性があるため行政負担とし、農地災害は補助限度額以外は個人負担とする。 林業関係団体補助については、新町において調整する。 漁業関係団体補助については、新町において調整する。	平成16年10月1日 (新設合併)
海南市・下津町合併協議会 (和歌山県)	1市1町	(1) 農業振興事業については、両市町のそれぞれの実情に配慮しつつ、地域の特性を活かした農業の振興が図られるよう、次のとおり調整するものとする。 ア 農業経営支援事業については国の制度を有効に活用しながら両市町の支援策を新市において引き続き実施する。 イ 果樹対策事業については、産地としてのブランド力の向上を図るため、両市町で実施している取組みを統合整理して、新市において引き続き実施する。 ウ 水田対策事業については、新市において引き続き実施する。 エ 農地保全等対策事業については、新市において引き続き実施する。 (2) 林業振興事業については、新市において引き続き実施する。 (3) 農林土木事業については、現行の両市町の事業を基に新市において引き続き実施する。 (4) 農林土木事業の地元負担金については、受益者から徴収する。ただし、公共性が高い事業及び防災上必要な事業については、地元負担金を徴収しない。 (5) 水産業振興事業については、現行の両市町の事業を基に新市において引き続き実施する。 (6) 農林水産施設については、新市に引き継ぐものとする。 (7) 農林水産団体補助事業については、新市において引き続き実施する。	平成17年3月31日 までの日 (新設合併)
川辺町・中津村・美山村合併協議会 (和歌山県)	1町2村	(1) 国及び県の制度に基づく事業については、次のとおり調整する。 ア 合併時における継続事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。 イ 補助及び分担金徴収制度については、現行のとおりとし、新町において速やかに調整する。 (2) 独自の施策については、現行のとおりとし、新町において速やかに調整する。 (3) 各種計画については、新町において速やかに調整する。 (4) 農道及び林道については、新町に引き継ぐ。なお、維持管理については、現行のとおりとする。 (5) 農林業資金の借入に対する利子補給制度については、次のとおり調整する。 ア 川辺町意欲ある農業経営者育成対策資金特別利子補給制度及び川辺町農業経営基盤強化資金利子補給制度については、新町に引き継ぐ。 イ 中津村農林水産業制度資金利子補給制度については、合併時に廃止する。 ウ 合併時に利子補給を受けている者については、残余期間においてその適用を受ける。	平成17年3月31日 までの日 (新設合併)

協議第 4 4 号

各種事務事業（小・中学校の通学区域等）の取扱いについて

各種事務事業（小・中学校の通学区域等）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 0 月 2 8 日 提出

那賀 5 町 合 併 協 議 会
会 長 服 部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（小・中学校の通学区域等）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	教育部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	小・中学校の通学区域については、当面、現行のとおりとする。 ただし、新市において状況に応じて通学区域を調整する。

平成 1 6 年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	小・中学校の通学区域等の取扱い	調 整 課
調整方針（案）	小・中学校の通学区域については、当面、現行のとおりとする。ただし、新市において状況に応じて通学区域を調整する。			

那 賀 5 町 の 状 況

区分	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	調整の具体的内容
小学校	<p>【池田小学校】 南中・北大井・南勢田・北勢田・重行・池田新・北中・神領・東山田・西山田・神通・中畑・今畑・登尾・豊田・東三谷・中三谷・西三谷・もみじヶ丘・石畑毛・東八光・東国分・角ノ町・川上・古和田・高畝</p> <p>【田中小学校】 上野・打田・上芝・窪・小田・竹房・高野・黒土・広野・赤尾・東大井・久留壁・駅前・西大井・田中馬場・花野・尾崎・畑野上・北畑野上・中井阪・下井阪・西井阪・桜ヶ丘・五百谷</p> <p>【田中小学校赤尾分校】 広野・赤尾 * 3年までとする。</p> <p>【田中小学校高野分校】 高野・五百谷 * 4年までとする。</p>	<p>【長田小学校】 北志野・南志野・北長田・長田中・別所・嶋・深田・松井・上田井</p> <p>【粉河小学校】 粉河（3177番地から3193番地までを除く）・中山・猪垣・藤井・東毛・中津川・井田・東野・下丹生谷（1012番地から1019番地）</p> <p>【竜門小学校】 荒見・杉原・風市・勝神・遠方</p> <p>【川原小学校】 下丹生谷（1012番地から1019番地までを除く）・上丹生谷・西川原・東川原・野上・馬宿・粉河（3177番地から3193番地）</p> <p>【鞆淵小学校】 上鞆淵・中鞆淵・下鞆淵</p>	<p>【上名手小学校】 名手上・平野・名手下・西野山・江川中・切畑</p> <p>【上名手小学校名手上分校】 名手上・平野（1番地から585番地） * 4年までとする。</p> <p>【名手小学校】 名手市場・穴伏・名手西野・藤崎・後田・王子</p> <p>【麻生津小学校】 赤沼田・横谷・麻生津中・北涌・西脇</p>	<p>【安楽川小学校】 市場・元・段・段新田・百合・神田・最上・鷹巣尾・小林・三和・安楽川団地・最上団地・桃山団地</p> <p>【調月小学校】 調月北部・調月中旬部・調月東部・調月南部</p> <p>【桃山小学校】 大原・善田・黒川一・黒川二・黒川三・畑野・野田原上・野田原下・脇谷・銚子ノ口・最上田鶴ノ木・垣内・中畑・峯</p>	<p>【丸栖小学校】 丸栖・北山</p> <p>【西貴志小学校】 長原（一部を除く）・長山・西山・岸宮・鳥居（一部を除く）</p> <p>【中貴志小学校】 前田・尼寺・上野山・神戸・国主・鳥居の一部・北の一部・長原の一部</p> <p>【東貴志小学校】 井ノ口・岸小野・高尾・北（一部を除く）</p>	<p>当面、現行のとおりとする。ただし、新市において状況に応じて通学区域を調整する。</p>
中学校	<p>【打田中学校】 町内全域</p>	<p>【粉河中学校】 長田・粉河・竜門・川原小学校の区域</p> <p>【鞆淵中学校】 鞆淵小学校の区域</p>	<p>【那賀中学校】 町内全域</p>	<p>【荒川中学校】 安楽川小学校及び調月小学校の校区</p> <p>【桃山中学校】 桃山小学校の校区 * 平成17年度から休校より荒川中学校が町内全域となる。</p>	<p>【貴志川中学校】 町内全域</p>	
地区外就学				打田町五百谷の児童及び生徒	桃山町調月の一部の児童及び生徒	

先進事例における小・中学校の通学区域等の取扱いの調整内容

都道府県	合併協議会名	構成市町村数	調整内容	合併の期日(予定含む) 新名称
奈良県	平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会	7町	町立学校の通学区域については、当面、現行のとおりとする。ただし、新市において状況に応じて通学区域を調整する。	平成18年1月1日 西和市
兵庫県	柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会	6町	通学(園)区域については、現行のとおりとする。ただし、新市において必要に応じて通学(園)区域の調整をする。	平成16年11月1日 丹波市
滋賀県	マキノ町・今津町・朽木村・安曇川町・高島町・新旭町 高島地域合併協議会	5町1村	合併が行われた場合、新市全体で通学区域を検討し、不合理が生じる時は、新たな通学区域に再編することが必要である。	平成17年1月1日 高島市
和歌山県	川辺町・中津村・美山村合併協議会	1町2村	学校の通学区域については、現行のとおりとし、学校の統廃合があった場合は、通学区域を見直し調整する。	平成17年5月1日 日高川町
和歌山県	野上町・美里町合併協議会	2町	町立学校の通学区域については、合併時に内容を見直し必要な調整を図る。	平成17年6月1日 紀美野町

協議第 4 5 号

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 0 月 2 8 日 提出

那賀 5 町 合併 協議 会
会 長 服 部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて （給食関係含む）
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	教育部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>（ 1 ）健康診断については、学校保健法に基づき、合併時に統一する。</p> <p>（ 2 ）学校の学期制については、合併時は三学期制、二学期制の両学期併存とするが、新市においてできるだけ早い時期に統一できるよう調整を図るものとする。</p> <p>（ 3 ）スクールバス運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>（ 4 ）学校給食事業は現行のとおり新市に引き継ぐものとし、保護者負担については、新市において調整を行うものとする。なお、未実施校については新市において検討する。</p> <p>（ 5 ）体育文化活動派遣補助事業については、合併時に統一する。</p> <p>（ 6 ）私立幼稚園補助事業については、合併の日の属する年度は旧町の例によるものとし、翌年度以降については、新市において速やかに補助要綱を策定する。</p> <p>（ 7 ）私立幼稚園就園奨励費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>（ 8 ）粉河町育英事業については、合併時まで廃止する。</p> <p>（ 9 ）ヘルメット支給事業については、新中学 1 年生及び自転車通学を必要とする小学生に無償支給する。</p> <p>（ 10 ）新入学・卒業児童生徒記念品贈呈事業については、合併時に統一する。</p> <p>（ 11 ）教育相談事業、適応指導教室及びスクールサポーターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>（ 12 ）要保護・準要保護児童生徒の就学支援及び特殊教育就学奨励費については、国の制度に準じて実施する。</p>

平成 1 6 年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	学校教育関係の取扱い	調 整 課
調整方針(案)	(1)健康診断については、学校保健法に基づき、合併時に統一する。 (2)学校の学期制については、合併時は三学期制、二学期制の両学期併存とするが、新市においてできるだけ早い時期に統一できるよう調整を図るものとする。 (3)スクールバス運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (4)学校給食事業は現行のとおり新市に引き継ぐものとし、保護者負担については、新市において調整を行うものとする。なお、未実施校については新市において検討する。 (5)体育文化活動派遣補助事業については、合併時に統一する。 (6)私立幼稚園補助事業については、合併の日の属する年度は旧町の例によるものとし、翌年度以降については、新市において速やかに補助要綱を策定する。 (7)私立幼稚園就園奨励費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (8)粉河町育英事業については、合併時まで廃止する。 (9)ヘルメット支給事業については、新中学1年生及び自転車通学を必要とする小学生に無償支給する。 (10)新入学・卒業児童生徒記念品贈呈事業については、合併時に統一する。 (11)教育相談事業、適応指導教室及びスクールサポーターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (12)要保護・準要保護児童生徒の就学支援及び特殊教育就学奨励費については、国の制度に準じて実施する。			

那 賀 5 町 の 状 況						
区分	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	調整の具体的内容
健康診断	児童生徒健康診断 【内科・眼科・歯科・耳鼻咽喉科検診】 対象者 小・中学校全員 【検尿】 対象者 小・中学校全員 【心臓検診】 対象者 小・中学校1年生・転入生徒児童及び要検査対象生徒児童 【検便】 対象者 小・中学校全員 【ぎょう虫】 対象者 小学生全員 【血液検査】 対象者 未実施 【知能検査】 対象者 池田小学校 2、4、6年生 田中小学校 1、3年生 中学校 1年生	【内科・眼科・歯科・耳鼻咽喉科検診】 対象者 小・中学校全員 【検尿】 対象者 小・中学校全員 【心臓検診】 対象者 小・中学校1年生・転入生徒児童及び要検査対象生徒児童 【検便】 対象者 小・中学校全員 【ぎょう虫】 対象者 小・中学校全員 【血液検査】 対象者 小学校4年生及び中学校1年生 【知能検査】 対象者 長田小学校 2、4年生 粉河、川原、竜門小学校 1、4年生 鞆淵小学校 2、4、6年生	【内科・眼科・歯科・耳鼻咽喉科検診】 対象者 小・中学校全員 【検尿】 対象者 小・中学校全員 【心臓検診】 対象者 小・中学校1年生・転入生徒児童及び要検査対象生徒児童 【検便】 対象者 小学生全員 【ぎょう虫】 対象者 小・中学校全員 【血液検査】 対象者 未実施 【知能検査】 対象者 名手小学校 2、4、6年生 上名手小学校 2～6年生 麻生津小学校 2～6年生 中学校 1年生	【内科・眼科・歯科・耳鼻咽喉科検診】 対象者 小・中学校全員 【検尿】 対象者 小・中学校全員 【心臓検診】 対象者 小・中学校1年生・転入生徒児童及び要検査対象生徒児童 【検便】 対象者 小・中学校全員 【ぎょう虫】 対象者 小・中学校全員 【血液検査】 対象者 中学生全員 【知能検査】 対象者 小学校 4年生 中学校 2年生	【内科・眼科・歯科・耳鼻咽喉科検診】 対象者 小・中学校全員 【検尿】 対象者 小・中学校全員 【心臓検診】 対象者 小・中学校1年生・転入生徒児童及び要検査対象生徒児童 【検便】 対象者 未実施 【ぎょう虫】 対象者 小・中学校全員 【血液検査】 対象者 未実施 【知能検査】 対象者 小学校2、4、6年生 中学校 1年生	学校保健法に基づき、合併時に統一する。 [児童生徒健康診断] 【内科・眼科・歯科・耳鼻咽喉科検診】 対象者 小・中学校全員 【検尿】 対象者 小・中学校全員 【心臓検診】 対象者 小・中学校1年生・転入生徒児童及び要検査対象生徒児童 【検便】 対象者 小・中学校全員 【ぎょう虫】 対象者 小・中学校全員 【血液検査】 対象者 新市において検討 【知能検査】 対象者 小学校2、4、6年生 中学校 1年生
	就学前健康診断	【内科・眼科・歯科・耳鼻咽喉科・知能検査】 対象者 各小学校の入学予定者	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ

学校の学期制	【学期制】 三学期制 【学期】 第一学期 4月1日～7月31日 第二学期 8月1日～12月31日 第三学期 1月1日～3月31日	【学期制】 左記に同じ 【学期】 左記に同じ	【学期制】 左記に同じ 【学期】 左記に同じ	【学期制】 左記に同じ 【学期】 左記に同じ	【学期制】 二学期制 (平成15年度から) 【学期】 第一学期 4月1日～体育の日 第二学期 体育の日の翌日～3月31日	合併時は三学期制、二学期制の両学期併存とするが、新市においてできるだけ早い時期に統一できるように調整を図るものとする。
スクールバス運行事業	該当なし	【対象者】 上鞆地区及び下鞆地区から通学する小学校1～4年生 【運行状況】 個人に委託 【委託料】 2,160千円/年間	該当なし	【対象者】 細野地区及び野田原地区から通学する児童生徒 (平成17年度から桃山中学校の休校により桃山中学校区の生徒) 【運行状況】 個人に委託 【委託料】 2,592千円/年間	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐ。
学校給食事業	【給食実施校】 小学校2校 中学校1校 分校2校未実施(内1校休校) 【調理方式】 全校自校方式 【保護者負担】 小学校 200円/食 中学校 220円/食	【給食実施校】 小学校4校 中学校1校 【調理方式】 全校センター方式 【保護者負担】 小学校 250円/食 中学校 270円/食	【給食実施校】 小学校2校 中学校1校 分校1校未実施 【調理方式】 全校センター方式 【保護者負担】 小学校 250円/食 中学校 270円/食	【給食実施校】 小学校3校 中学校2校 【調理方式】 2小学校1中学校自校方式 1小学校1中学校共同調理方式 【保護者負担】 小学校 230円/食 中学校 250円/食 共同調理 230円/食	【給食実施校】 小学校4校 中学校1校未実施 【調理方式】 全校自校方式 【保護者負担】 小学校 230円/食	現行のとおり新市に引き継ぐものとし、保護者負担については、新市において調整を行うものとする。なお、未実施校については新市において検討する。
体育文化活動派遣補助事業	【事業内容】 中学生の体育大会に係る経費を補助及び小学生の社会見学・合同陸上記録会・音楽会に要する輸送費を助成する。 【補助金額】 旅費相当額	【事業内容】 校外活動・対外試合等に対する自動車・バス借上に要する費用及び対外試合等に要する費用のうち旅費相当額を補助する。 【補助金額】 自動車・バス借上料 旅費相当額	【事業内容】 観光バスを使用した場合は、車借上料から支払い。 また、児童生徒の対外試合等に関する旅費は、生徒派遣費用弁償で支払い。 【補助金額】 自動車・バス借上料 費用弁償	【事業内容】 対外試合等に対する自動車・バス借上に要する費用及び対外試合等に要する費用のうち旅費相当額を補助する。 【補助金額】 自動車・バス借上料 旅費相当額	【事業内容】 小・中学校体育連盟の主催する大会の選手派遣費及び小・中学校の音楽大会の部員の派遣費を補助する。 【補助金額】 旅費相当額	合併時に統一する。
私立幼稚園補助事業	【名称】 私立幼稚園運営費補助金 【目的】 私立幼稚園の運営に助成し、幼児教育の推進を図る。 【補助対象園】 学校法人 藤田教育学園 (智徳幼稚園) 打田町幼児教育推進連絡協議会に属する私立幼稚園であること。 特に打田町教育委員会が認める私立幼稚園であること。 【補助金額】 年額 400,000円	【名称】 愛の光幼稚園運営費補助金 【目的】 幼稚園運営費の補助を行うことにより、幼児教育の振興に資する。 【補助対象園】 学校法人 愛の光学園 (愛の光幼稚園)	該当なし	該当なし	【名称】 あおば幼稚園運営補助金 【目的】 幼稚園運営の円滑化及び幼児教育の振興を図る。 【補助対象園】 学校法人 内山学園 (あおば幼稚園) 【補助金額】 年額 3,600,000円	合併の日の属する年度は旧町の例によるものとし、翌年度以降については、新市において速やかに補助要綱を策定する。

私立幼稚園就園奨励費補助事業	【名称】 打田町私立幼稚園就園奨励費補助金 【目的】 私立幼稚園に就園している幼児の保護者の負担を軽減する。 【補助率】 国の決定額の60%	【名称】 粉河町私立幼稚園就園奨励費補助金 【目的】 私立幼稚園に就園している幼児の保護者の負担を軽減する。 【補助率】 国の決定額の60%	【名称】 那賀町私立幼稚園就園奨励費補助金 【目的】 私立幼稚園に就園している幼児の保護者の負担を軽減する。 【補助率】 国の決定額の60%	該当なし	【名称】 貴志川町私立幼稚園就園奨励費補助金 【目的】 私立幼稚園に就園している幼児の保護者の負担を軽減する。 【補助率】 国の決定額の60%	現行のとおり新市に引き継ぐ。
育英事業	該当なし	【名称】 粉河町育英基金 【目的】 粉河町内に住所を有する者及び団体が、大学等への就学、スポーツ・文化活動等を行い、選考委員会が適当と認めた者及び団体に対し、補助金を交付する。 【補助金】 就学 大学 月額 20,000円以内 高等学校・高等専門学校 月額 10,000円以内 研修・活動 団体 100,000円以内	該当なし	該当なし	該当なし	合併時まで廃止する。
ヘルメット支給事業	【目的】 入学記念品 【対象者】 中学校1年生 【支給方法】 現物支給（限度額2,100円）	【目的】 入学記念品 【対象者】 中学校1年生 【支給方法】 現物支給	【目的】 入学記念品 【対象者】 中学校1年生 【支給方法】 現物支給	【目的】 入学記念品 【対象者】 中学校1年生 【支給方法】 現物支給	【目的】 交通安全対策 【対象者】 中学校1年生 【支給方法】 現物支給 （保護者負担1,000円）	新中学1年生及び自転車通学を必要とする小学生に無償支給する。
新入学・卒業児童生徒記念品贈呈事業	【入学記念品代】 小学校 1,000円 中学校 ヘルメット支給 【卒業記念品代】 小学校 2,000円 中学校 2,500円	【入学記念品代】 小学校 1,000～2,500円 中学校 ヘルメット支給 【卒業記念品代】 小学校 1,000～2,500円 中学校 1,000～2,500円	【入学記念品代】 小学校 600円 中学校 ヘルメット支給 【卒業記念品代】 小学校 1,600円 中学校 1,800円 就職生徒壮行記念品 5,000円	【入学記念品代】 小学校 1,500円 中学校 ヘルメット支給 【卒業記念品代】 小学校 1,500円 中学校 2,000円	【入学記念品代】 小学校 2,300円 中学校 なし 【卒業記念品代】 小学校及び中学校 アルバム（1冊6,000円）	合併時に統一する。 【入学記念品代】 小学校 1,000円程度 中学校 ヘルメット支給 【卒業記念品代】 小学校 2,000円程度 中学校 2,500円程度

教育相談事業	<p>【事業内容】 児童・生徒の不登校、問題行動の相談や指導 両親と学校との連携の支援 その他教育活動の支援</p> <p>【相談員】 1名 在任期間1年 【勤務条件】 週3日 【報酬】 80,000円/月額</p>	<p>【事業内容】 生徒の悩み相談、話し相手 地域と学校の連携の支援 その他学校の教育活動の支援</p> <p>【相談員】 1名 在任期間1年 【勤務条件】 週1日 【報酬】 40,000円/月額</p>	<p>【事業内容】 生徒の悩み相談、話し相手 地域と学校の連携の支援 その他学校の教育活動の支援</p> <p>【相談員】 1名 在任期間1年 【勤務条件】 週16時間 【報酬】 1,700円/時間</p>	<p>【事業内容】 児童・生徒の不登校、問題行動の相談や指導 両親と学校との連携の支援 その他教育活動の支援</p> <p>【相談員】 1名 在任期間1年 【勤務条件】 週5日、1日4時間 【報酬】 105,000円/月額</p>	<p>【事業内容】 登校拒否等の状態にある児童生徒、保護者の悩みに関する個別相談及び援助 児童生徒の就学指導に関する事 学校及びその他の教育相談関係等の連携 その他教育相談に必要な事項</p> <p>【相談員】 2名 在任期間1年 【勤務条件】 週30時間内、3日以上 【報酬】 130,000円/月額 他手当 1.65ヵ月</p>	現行のとおり新市に引き継ぐ。
適応指導教室	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【名称】 貴志川町適応指導教室</p> <p>【目的】 不登校生の学校復帰 社会的自立支援</p> <p>【事業内容】 小中学校の課業日に準じて午前9時から12時まで貴志川町生涯学習センターの1室を利用して実施。学校・保護者・指導員の連携を図り、通室者は学校出席扱いとする。</p>	現行のとおり新市に引き継ぐ。
スクールサポーター	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【名称】 桃山町立小・中学校スクールサポーター事業</p> <p>【目的】 地域に根ざした開かれた学校づくりを目指し地域の教育力を導入して教育活動を支援。 地域に生きる子どもを育てる。 ボランティア活動の中で生かす機会と場を提供する。</p> <p>【事業内容】 教育活動支援 休日サポートプラン(学校教職員による休日における補修学習等)に基づくサポート支援 クラブ活動支援他 環境整備の支援 校庭の草刈除草清掃作業、図書書の整理や野菜栽培等の支援</p>	<p>【名称】 貴志川町スクールサポーター及び貴志川町スクールサポーターネットワーク制度</p> <p>【目的】 安全確保と非行防止</p> <p>【事業内容】 学校生活、登下校中における校内外の巡視活動</p>	現行のとおり新市に引き継ぐ。

要保護・準要保護児童生徒の就学支援	【目的】 経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に支援を行う。 (単位：円)	【目的】 左記に同じ (単位：円)	【目的】 左記に同じ (単位：円)	【目的】 左記に同じ (単位：円)	【目的】 左記に同じ (単位：円)	国の制度に準じて実施する。 【国の基準額】 (単位：円)												
	支援項目	小学校	中学校	支援項目	小学校	中学校	支援項目	小学校	中学校	支援項目	小学校	中学校	支援項目	小学校	中学校	支援項目	小学校	中学校
	学用品費	国の基準	国の基準	学用品費	国の基準	国の基準	学用品費	国の基準	国の基準	学用品費	国の基準	国の基準	学用品費	11,100	21,700	学用品費	11,100	21,700
	通学用品費 (第1学年を除く)	国の基準	国の基準	通学用品費 (第1学年を除く)	国の基準	国の基準	通学用品費 (第1学年を除く)	国の基準	国の基準	通学用品費 (第1学年を除く)	国の基準	国の基準	通学用品費 (第1学年を除く)	2,170	2,170	通学用品費 (第1学年を除く)	2,170	2,170
	新入学児童生徒学用品費等	国の基準	国の基準	新入学児童生徒学用品費等	国の基準	国の基準	新入学児童生徒学用品費等	国の基準	国の基準	新入学児童生徒学用品費等	国の基準	国の基準	新入学児童生徒学用品費等	19,900	22,900	新入学児童生徒学用品費等	19,900	22,900
	校外宿泊を伴うもの	-	-	校外宿泊を伴うもの	-	-	校外宿泊を伴うもの	-	-	校外宿泊を伴うもの	国の基準	国の基準	校外宿泊を伴うもの	3,470	5,840	校外宿泊を伴うもの	3,470	5,840
	活動わかないも 費の	国の基準	国の基準	活動わかないも 費の	国の基準	国の基準	活動わかないも 費の	国の基準	国の基準	活動わかないも 費の	国の基準	国の基準	活動わかないも 費の	1,510	2,180	活動わかないも 費の	1,510	2,180
	修学旅行費	国の基準	国の基準	修学旅行費	20,000	40,000	修学旅行費	国の基準	国の基準	修学旅行費	国の基準	国の基準	修学旅行費	20,600	55,900	修学旅行費	20,600	55,900
給食費	実費支給	実費支給	給食費	実費支給	実費支給	給食費	実費支給	実費支給	給食費	実費支給	実費支給	給食費	実費支給	実費支給	給食費	実費支給	実費支給	
現場学習費	-	-	現場学習費	-	-	現場学習費	1,200	1,200	現場学習費	-	-	現場学習費	-	-	現場学習費	-	-	
特殊教育就学奨励費	【目的】 特殊学級へ就学する児童または生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じ就学に必要な経費について国がその経費の一部を補助する。 (単位：円)	【目的】 左記に同じ (単位：円)	【目的】 左記に同じ (単位：円)	【目的】 左記に同じ (単位：円)	【目的】 左記に同じ (単位：円)	国の制度に準じて実施する。 【国の基準額】 (単位：円)												
	支援項目	小学校	中学校	支援項目	小学校	中学校	支援項目	小学校	中学校	支援項目	小学校	中学校	支援項目	小学校	中学校	支援項目	小学校	中学校
	学用品費	国の基準	国の基準	学用品費	国の基準	国の基準	学用品費	国の基準	国の基準	学用品費	国の基準	国の基準	学用品費	国の基準	国の基準	学用品費	国の基準	国の基準
	通学用品費 (第1学年を除く)	国の基準	国の基準	通学用品費 (第1学年を除く)	国の基準	国の基準	通学用品費 (第1学年を除く)	国の基準	国の基準	通学用品費 (第1学年を除く)	国の基準	国の基準	通学用品費 (第1学年を除く)	国の基準	国の基準	通学用品費 (第1学年を除く)	国の基準	国の基準
	新入学児童生徒学用品費等	国の基準	国の基準	新入学児童生徒学用品費等	国の基準	国の基準	新入学児童生徒学用品費等	19,900	22,900	新入学児童生徒学用品費等	国の基準	国の基準	新入学児童生徒学用品費等	国の基準	国の基準	新入学児童生徒学用品費等	国の基準	国の基準
	校外宿泊を伴うもの	-	-	校外宿泊を伴うもの	-	-	校外宿泊を伴うもの	-	-	校外宿泊を伴うもの	国の基準	国の基準	校外宿泊を伴うもの	国の基準	国の基準	校外宿泊を伴うもの	国の基準	国の基準
	活動わかないも 費の	国の基準	国の基準	活動わかないも 費の	国の基準	国の基準	活動わかないも 費の	国の基準	国の基準	活動わかないも 費の	国の基準	国の基準	活動わかないも 費の	国の基準	国の基準	活動わかないも 費の	国の基準	国の基準
	修学旅行費	国の基準	国の基準	修学旅行費	国の基準	国の基準	修学旅行費	20,600	55,900	修学旅行費	国の基準	国の基準	修学旅行費	国の基準	国の基準	修学旅行費	国の基準	国の基準
給食費	国の基準	国の基準	給食費	国の基準	国の基準	給食費	国の基準	国の基準	給食費	国の基準	国の基準	給食費	国の基準	国の基準	給食費	国の基準	国の基準	
現場学習費	-	-	現場学習費	-	-	現場学習費	1,200	1,200	現場学習費	-	-	現場学習費	-	-	現場学習費	-	-	

先進事例における学教育関係の取扱いの調整内容

都道府県	合併協議会名	構成市町村数	調整内容	合併の期日(予定含む) 新名称
滋賀県	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会	1市4町	<p>学校教育については、引き続き教職員の資質向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図る。</p> <p>幼稚園の運営方針・内容等は新市で検討を行う。ただし幼稚園保育料、保育時間及び預かり保育の運営については、合併時は現行のとおりとし、平成17年度より統一する。</p> <p>学校給食事業は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市で拡大を図るように努める。</p> <p>幼稚園、小・中学校の通園、通学区域及び通園、通学バス等は、原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>奨学金貸付事業は、新市で新たな基準による奨学金貸付制度を設ける</p>	平成17年2月11日 東近江市
奈良県	平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会	7町	<p>幼稚園、小・中学校については、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、幼児教育については、その統一に向け調整する。</p> <p>学校給食については、当面、現行のとおりとする。</p> <p>学校教育にかかるその他の事業については、新市において調整する。</p>	平成18年1月1日 西和市
兵庫県	柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会	6町	<p>学補助金については現行のとおりとし、新市において(仮称)遠距離通学者等対策委員会を設置して、早急に調整を図る。</p> <p>要保護・準要保護児童生徒就学援助費については、国、県の制度のため、現行のとおり新市に引継ぐ。</p> <p>特殊教育就学奨励費、幼稚園就園奨励費については、現行のとおり新市に引継ぐ。</p> <p>奨学金について</p> <ol style="list-style-type: none"> 現在3町で実施している奨学金制度については廃止し、新たに給付による奨学金制度を設ける。 現在3町で実施している奨学金制度受給者については、承認期間内は継続する。 <p>預かり保育を実施する日等については、新市に移行後、随時調整をする。</p> <p>学校給食について</p> <ol style="list-style-type: none"> 学校給食の実施については、現行のまま継続するが、実施していない学校もあるので、新市において、施設面等も含め、速やかに基本的な方針を定める。 給食費については、現行のとおりとし、新市において条件整備等と併せて調整する。 <p>日本体育・学校健康センター共済掛金の保護者の負担割合については、柏原町の例による。</p>	平成16年11月1日 丹波市
和歌山県	川辺町・中津村・美山村合併協議会	1町2村	<p>学校の通学区域については、現行のとおりとし、学校の統廃合があった場合は、通学区域を見直し調整する。</p> <p>学校給食については、現在実施している学校は現行のとおりとし、未実施校については、実施校の方式を参考にし、早期に実施する方向で検討する。</p> <p>教育相談室については、川辺町の例により設置する。</p> <p>遠距離通学助成については、新町においても行う。なお、助成方法については、合併時まで調整する。</p>	平成17年5月1日 日高川町
和歌山県	海南・下津合併協議会	1市1町	<p>学校教育方針及び教育努力目標については、新市において新たに策定するなお策定に当たっては子どもたちの生きる力の育成を目標に、地域・家庭との連携を図りつつ、市民に信頼される教育を目指したものとする。</p> <p>幼稚園、小学校及び中学校については、現行のとおり新市に引き継ぐなお現在両市町において取り組んでいる適正配置等望ましい教育環境の創出については、新市において引き続き検討するものとする。</p> <p>幼稚園入園手数料及び幼稚園保育料については、合併時に統一する。</p> <p>海南市立海南市高等学校及び下津町立下津女子高等学校については当面現行のとおり新市に引き継ぐものとし新市において合併後の早い時期に一つの高等学校に統合する方向で検討する</p> <p>高等学校入学審査手数料及び高等学校授業料については、現行のとおりとする。</p> <p>就学援助については、海南市及び下津町の制度を基に、保護者等の経済的負担の軽減が図られるよう、新市において引き続き実施する。</p>	平成17年4月1日 海南市

協議第 4 6 号

各種事務事業（社会教育関係）の取扱いについて

各種事務事業（社会教育関係）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 0 月 2 8 日提出

那賀 5 町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（社会教育関係）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	教育部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 社会教育振興計画については、新市において新たに策定する。</p> <p>(2) 子どもセンターについては、合併時に廃止する。ただし、新市において本目的に沿った事業を検討する。</p> <p>(3) 社会教育委員・社会教育指導員については、新市において新たに設置する。</p> <p>(4) 学校週 5 日制推進事業については、合併時までに事業内容を検討・調整し、新市においても引き続き実施する。</p> <p>(5) 成人式及び 6 0 の集い事業については、新市において引き続き実施する。ただし、実施時期・場所・方法については合併時までに調整する。</p> <p>(6) 公民館事業については、合併時までに調整する。</p> <p>(7) 文化協会については、合併時に統合する。なお、文化祭等のイベントについては新市において調整する。</p> <p>(8) 社会教育関係団体については、団体等の意向を踏まえて合併時に統合可能なものは統合できるよう調整に努める。</p> <p>(9) 各町の指定文化財については、新市に引き継ぐものとし、新市において新たに文化財指定基準を設ける。なお、委員会については新市において再編する。</p> <p>(10) 生涯学習センターについては、新市に引き継ぐものとする。ただし、使用規程等については合併時に統一するものとする。</p> <p>(11) 図書の貸し出しは原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において相互利用が図れるようシステムの調整を行う。</p> <p>また、巡回図書については新市において検討する。</p>

	<p>(12) 歴史民俗資料館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(13) 文化会館については、新市に引き継ぐものとする。ただし、会館の運営については、合併時までに調整し、事業については新市において調整する。</p>
--	---

平成16年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	社会教育関係の取扱い	調 整 課
調整方針(案)	<p>(1) 社会教育振興計画については、新市において新たに策定する。</p> <p>(2) 子どもセンターについては、合併時に廃止する。ただし、新市において本目的に沿った事業を検討する。</p> <p>(3) 社会教育委員・社会教育指導員については、新市において新たに設置する。</p> <p>(4) 学校週5日制推進事業については、合併時までに事業内容を検討・調整し、新市においても引き続き実施する。</p> <p>(5) 成人式及び60の集い事業については、新市において引き続き実施する。ただし、実施時期・場所・方法については合併時までに調整する。</p> <p>(6) 公民館事業については、合併時までに調整する。</p> <p>(7) 文化協会については、合併時に統合する。なお、文化祭等のイベントについては新市において調整する。</p> <p>(8) 社会教育関係団体については、団体等の意向を踏まえて合併時に統合可能なものは統合できるよう調整に努める。</p> <p>(9) 各町の指定文化財については、新市に引き継ぐものとし、新市において新たに文化財指定基準を設ける。なお、委員会については新市において再編する。</p> <p>(10) 生涯学習センターについては、新市に引き継ぐものとする。ただし、使用規程等については合併時に統一するものとする。</p> <p>(11) 図書の貸し出しは原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において相互利用が図れるようシステムの調整を行う。 また、巡回図書については新市において検討する。</p> <p>(12) 歴史民俗資料館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(13) 文化会館については、新市に引き継ぐものとする。ただし、会館の運営については、合併時までに調整し、事業については新市において調整する。</p>			

項目	那 賀 5 町 の 状 況					調整の具体的内容	
	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町		
社会教育振興計画	名称	打田町生涯学習推進計画	粉河町生涯学習推進計画	那賀町社会教育振興計画	桃山町社会教育体育振興計画	貴志川町生涯学習振興計画	新市において、新たに策定する。
	概要	生涯学習の推進 家庭教育の推進 高齢者教室の実施 女性教育の推進 青少年教育の推進 人権教育の推進 文化財保護と郷土愛の育成 公民館の運営と文化活動 生涯スポーツ活動の推進	生涯学習の推進 生涯学習指導体制の充実と 生涯学習施設の整備 社会人権教育の推進 青少年の健全育成 文化財保護の充実 視聴覚機器の整備・充実 学習情報提供システムの開発 調査・広報活動の推進 生涯学習施設の整備	生涯学習の推進 人権教育の推進 青少年の健全育成 生涯スポーツの推進 文化活動の推進 社会教育関係団体の活動の推進 公民館活動の充実	生涯学習の推進 青少年の健全育成 ジュニアリーダーの育成 人権教育の推進 郷土文化の啓発と振興 社会教育団体の育成 文化団体の育成 公民館教室の開催 巡回移動図書活動の推進 健康体力づくりの推進 各種スポーツ、レクリエーション教室の開催 スポーツ少年団の育成 生涯スポーツ振興事業の実施 社会体育組織の充実、各種スポーツの振興	生涯学習推進のための諸施策の研究 女性教育の推進 高齢者教育の推進 各種講座・教室の運営及び講演会等の開催 文化ホール自主事業の開催 文化活動の促進 人権教育啓発の推進 家庭教育の推進 青少年教育の推進 社会教育施設の充実 図書館の充実 社会教育団体の育成と指導体制の確立 生涯スポーツ活動の推進	
	策定期期	当該年度当初	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	

項目		那 賀 5 町 の 状 況					調整の具体的内容
		打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	
子どもセンター	名称	打田町子どもセンター	該当なし	那賀子どもセンター協議会	該当なし	該当なし	合併時に廃止する。 ただし、新市において本目的に沿った事業を検討する。
	協議会委員	10名		13名			
	役員構成	委員長1名、副委員長1名		委員長1名、副委員長1名、及び監事2名			
	任期	1年		1年			
	事業の概要	子どもの体験活動機会や家庭教育支援に関する情報収集、情報提供、相談紹介を行政と民間が協力して行う。		子どもの体験活動機会や家庭教育支援に関する情報収集、情報提供、相談紹介を行政と民間が協力して行う。			
社会教育委員	所掌事務	教育委員会への助言、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問に応ずること並びに社会教育関係団体その他関係者に対する助言及び指導	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	新市において、新たに設置する。 なお、新市における委員数は12名以内とする。
	委員数	10名	10名	10名	10名	8名	
	任 期	2年	2年	2年	2年	2年	
	会 議	年2回	年2回	年2回	年2回	年3回	
社会教育指導員	人数	1名	1名	該当なし	1名	1名	新市において、新たに設置する。 ただし、人員については新市の公民館の運営体制により調整する。
	任期	1年	1年		1年	1年	
	職務	社会教育主事を助け、社会教育について、学習相談、直接指導、及び社会教育関係団体の育成を図る。	左記に同じ		社会教育主事を助け、社会教育について、学習相談、直接指導、及び社会教育関係団体の育成を図る。	左記に同じ	
学校週5日制推進事業	名称	該当なし	子育て楽習会	わくわくNagaっこ体験教室	学校完全5日制対応事業	・学校内外を通じた奉仕活動 体験活動推進事業 ・子ども放課後・週末活動等 支援事業	合併時までに事業内容を検討・調整し、新市においても引き続き実施する。
	内容		子育てに関する講座の開設や親子が集える場の提供を行う。 料理教室・体験教室 スライム作り・陶芸教室	子供たちに休日の体験活動機会の提供を行う。 クッキング教室・パソコン教室 ボランティア活動 自然体験教室	野外体験事業、たけのこ堀り、魚つり・魚つかみ、炭焼き、ふるさと歴史発見事業	体験活動、ボランティア活動、キンボール体験	

項目		那 賀 5 町 の 状 況					調整の具体的内容	
		打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町		
記念式典		【成人の日記念式典】 (開催日) 1月3日 (開催場所) 打田町保健福祉センター (内容) 記念式典の開催 記念写真撮影 (記念品) 二十歳の辞典 筆記用具	【成人の日記念式典】 (開催日) 1月3日 (開催場所) 粉河町ふるさとセンター (内容) 記念式典の開催 アトラクション 記念写真撮影 (記念品) 電波時計	【成人の日記念式典】 (開催日) 成人の日 (開催場所) 那賀町総合センター (内容) 記念式典の開催 記念写真撮影 ビンゴゲームほか (記念品) フォトスタンド	【成人の日記念式典】 (開催日) 1月3日 (開催場所) 総合センター桃山会館 (内容) 記念式典の開催 記念写真撮影 (記念品) 置時計 マナーブック	【成人の日記念式典】 (開催日) 成人の日 (開催場所) 貴志川町生涯学習センター (内容) 記念式典の開催 記念イベント 記念写真撮影 (記念品) マナーブック システム手帳 アルバム “ホタ郎”ストラップ 【60のつどい】 (概要) 人生の節目を迎え、今後の人生を健康で楽しく豊かに生きるために、還暦を迎えた方を対象に第2の人生を歩むための生涯学習への契機として実施 (主な内容) ふるさと寄席 健康チェック 記念品贈呈 交流会	新市において引き続き実施する。ただし、実施時期・場所・方法については合併時まで調整する。	
公民館	中央公民館	運営管理	(名称) 打田町公民館 (開館時間) 午前9時から午後10時 (休館日) 毎週月曜日・国民の祝日 12月28日から1月4日	(名称) 粉河町公民館 (開館時間) 午前9時から午後10時 (休館日) 毎週月曜日 第4日曜日 12月29日から1月4日	(名称) 那賀町立公民館 (開館時間) 午前9時から午後10時 (休館日) 毎週月曜日 12月28日から1月4日	(名称) 桃山町公民館 (開館時間) 午前8時45分から午後10時 (休館日) 国民の祝日 12月28日から1月4日	(名称) 貴志川町立公民館 (開館時間) 午前9時から午後10時 (休館日) 毎週月曜日・国民の祝日 第2火曜日 12月28日から1月4日	合併時まで調整する。
		教室講座	<ul style="list-style-type: none"> 華道教室 書道教室 陶芸教室 洋画教室 英会話教室 和太鼓教室 菊づくり教室 読み聞かせ教室 日本画教室 大正琴教室 押し花教室 着付け教室 	<ul style="list-style-type: none"> お菓子教室 押花教室 陶芸教室 英会話教室 染物教室 おどり教室 俳句教室 点字教室 要約筆記教室 家庭料理教室 水墨画教室 囲碁将棋教室 国際理解教室 子育て楽習会 パソコン教室 国際料理教室 	<ul style="list-style-type: none"> 英会話教室 パソコン教室 	<ul style="list-style-type: none"> よさこい教室 フラワーアレンジメント教室 	<ul style="list-style-type: none"> ヨガ講座 陶芸講座(2講座) 踊る・躍る・爽快講座 書道講座 英会話講座(2講座) 手話講座 きしがわ少年少女合唱団 	
	事業費	10,234,000円	21,788,000円	23,656,000円	6,013,000円	14,797,000円		
	施設数	該当なし	5館	5館	該当なし	4館		
	地区公民館	活動内容	<ul style="list-style-type: none"> 地区対抗カラオケ大会 ジャズコンサート 各種教室(17)サークル活動 	<ul style="list-style-type: none"> 各種教室(46) サークル活動 		<ul style="list-style-type: none"> 各種教室(25) コミュニティセンター祭(4) 		
	運営補助金		3,000,000円(H15決算)	2,500,000円(H15決算)		800,000円(H15決算)		

項目		那 賀 5 町 の 状 況					調整の具体的内容	
		打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町		
社会教育関係団体	文化協会	名称	打田町文化協会	粉河町文化協会	那賀町文化協会	桃山町文化協会	貴志川町文化協会	合併時に統合する。 なお、文化祭等のイベントについては新市において調整する。
		加盟団体等	36 団体	41 団体	19 団体	22 団体	42 団体	
		事業内容	<p>【文化祭】 （主催） 打田町文化協会 （目的） 文化活動の普及及び推進を図り、郷土文化の発展に努める。</p> <p>（開催時期） 11月3日付近の土・日曜日 （開催場所） 打田町保健福祉センター</p> <p>（内容） 作品展示、芸能発表、模擬店、バザー、文化功労表彰</p>	<p>【文化祭】 （主催） 粉河町文化協会 （目的） 生涯学習関係団体等の学習成果の発表</p> <p>（開催時期） 11月上旬 （開催場所） 粉河町ふるさとセンター</p> <p>（内容） 作品展示、芸能発表</p> <p>【紀の川流し雛】 毎年3月3日、紙やわらで作った人形に願いを託した町民が粉河寺での祈願祭の後に、紀の川まで練り歩き、河原においてその人形を流す。</p>	<p>【文化祭】 （主催） 那賀町文化祭実行委員会 （目的） 文化の振興を図るとともに心豊かな町づくりに努める。</p> <p>（開催時期） 11月3・4日 （開催場所） 那賀町総合センター</p> <p>（内容） 作品展示、芸能発表、フリーマーケット、大道芸ショー、青少年善行表彰、スポーツ賞表彰</p>	<p>【文化祭】 （主催） 桃山町文化協会 （目的） 町民の芸術と文化、健康と福祉に対する関心を養い、その高揚を図るとともに、心身ともに健康で文化のかおり豊かな郷土づくりを推進する。</p> <p>（開催時期） 11月3日付近の土・日曜日 （開催場所） 総合センター桃山会館 勤労者体育センター （内容） 文化講演会、作品展示、芸能発表、模擬店、バザー、文化表彰</p>	<p>【文化祭】 （主催） 貴志川町文化協会 （目的） 広く文化作品を展示し、芸能発表することにより、町民自らが文化を楽しむ機会とし、また、心の豊かさや精神的な充足感を支える文化の振興を図り、あわせて町民相互の親睦を深める。</p> <p>（開催時期） 11月3日付近の土・日曜日 （開催場所） 貴志川町生涯学習センター 貴志川町民体育館 （内容） 作品展示、芸能発表</p> <p>【“文化のすすめ”の発行】 ・年1回発行</p>	
		運営補助金	1,200,000円	1,800,000円	600,000円	1,543,000円	1,207,000円	
	ユネスコ	名称	該当なし	紀北ユネスコ協会	那賀青洲ユネスコ協会	該当なし	貴志川ユネスコ協会	団体等の意向を踏まえて合併時に統合可能なものは統合できるよう調整に努める。
		事業内容		<ul style="list-style-type: none"> 国際理解教室の開催 平和の鐘打鐘と写経の集い 世界寺子屋運動の支援ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 国際理解教室の開催 葉草の効用教室 平和の鐘打鐘 ほか 		<ul style="list-style-type: none"> 平和の鐘打鐘の集い 世界寺子屋運動の支援 	
		補助金		45,000円	なし		45,000円	
	青少年健全育成組織	名称	打田町青少年育成町民会議	粉河町青少年育成町民会議	那賀町青少年育成町民会議	桃山町青少年健全育成推進指導員会	貴志川町青少年健全育成推進協議会	
		加盟団体等	17名（個人加入）	38 団体	21 団体	個人・13 団体	50 人	
		事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 夏の子どもを守る運動 指導者研修 	<ul style="list-style-type: none"> 夏の子どもを守る運動 幼児、学童のヘルメット購入に係る助成 	<ul style="list-style-type: none"> 夏の子どもを守る運動 善行少年表彰 夏のパトロール 青少年健全育成の集い 	<ul style="list-style-type: none"> 夏の子どもを守る運動 指導者研修 パトロール 	<ul style="list-style-type: none"> 夏の子どもを守る運動 子どもフェスティバル 地区懇談会 街頭補導 地区事業 	
補助金		300,000円	1,500,000円	298,000円（委託料）	一般会計で対応	1,579,000円（委託料）		

項目		那 賀 5 町 の 状 況					調整の具体的内容
		打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	
文化財関係	補導委員会	名称	打田町補導委員会	粉河町補導委員会	該当なし	該当なし	貴志川町補導委員会
		委員数	17名	21名			50名
		事業内容	青少年の健全育成と地域における有害環境の浄化	青少年の健全育成と地域における有害環境の浄化			青少年の健全育成と地域における有害環境の浄化
		補助金	なし	270,000円			なし
	青少年団体	名称	打田町地域活動連絡協議会	粉河町父母子供クラブ運営協議会	那賀町父母子ども会連絡協議会	桃山町地域活動連絡協議会	貴志川町地域活動連絡協議会
		加盟団体	29団体	25団体	5団体	4団体	9団体
		事業内容	・子ども映画会 ・ドッジボール大会 ・体験学習	・子ども映画会 ・ドッジボール大会	・指導者講習会 ・ソフトドッジボール大会	・創作活動 ・交流会 ・講演会	・体験活動 ・研修会
		補助金	530,000円	765,000円	200,000円	523,000円	522,000円
	青年団体	名称	該当なし	粉河ユースクラブ	那賀町青年団体連絡会	該当なし	貴志川町青年会連絡協議会
		事業内容		もちつき慰問(ボランティア)	青年スポーツ大会の開催		清掃ボランティア・町のイベントに協力
		補助金		50,000円	105,000円		135,000円
	婦人団体	名称	打田町婦人会	粉河町婦人会	那賀町婦人会	桃山町婦人会	女性学級(西貴志・草ぶえ・あすなる・さつき・ひまわり)
事業内容		・老人施設友愛訪問 ・人権学習会 ・指導者研修会 ・会報の発行 ほか	・研修会 ・敬老行事 ・講習会 ・講演会	・指導者研修会 ・国際交流会 ・研修会	・研修会 ・講演会	・手芸 ・学習会 ・社会見学	
補助金		900,000円	280,000円	270,000円	284,000円	一律 27,000円	
指定文化財	国指定	1件	12件(うち国宝2点)	2件	1件	なし	
	県指定	3件	9件	5件	3件	3件	
	町指定	32件	32件	2件	36件	19件	
	計	36件	53件	9件	40件	22件	
文化財保護委員会	名称	打田町文化財保護委員会	粉河町文化財保護審議委員会	那賀町文化財保護委員会	桃山町文化財保護委員会	貴志川町文化財保護委員会	
	職務	教育委員会の諮問に応じて文化財の指定・解除・現状変更に関して意見具申する。 また、町内に存する文化財の調査・研究・記録・研究団体の指導育成に従事する。	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	
	委員数	10名以内(現7名)	10名以内(現9名)	5名以内(現5名)	8名以内(現8名)	若干名(現8名)	
	任期	2年	2年	4年	2年	3年	

項目	那 賀 5 町 の 状 況					調整の具体的内容	
	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町		
生涯学習センター	名称	該当なし	該当なし	那賀町総合センター	総合センター桃山会館	貴志川町生涯学習センター	新市に引き継ぐものとする。ただし、使用規程等については合併時に統一するものとする。新市における開館時間は、午前9時から午後10時で休館日は、毎週月曜日・国民の祝日・12月28日から1月4日とする。
	開館時間			午前9時から午後10時	午前8時45分から午後10時	午前9時から午後10時	
	休館日			毎週月曜日 12月28日～翌年1月4日	国民の祝日 12月28日～翌年1月4日	毎週月曜日及び毎月第2火曜日 12月28日～翌年1月4日 祝日	
	施設概要			大会議室、小会議室、遊戯室、談話室、ロビー、図書室	大会議室、遊戯室、和室、集会室、図書室	和室、老人娯楽室、会議室(5)茶室	
図書館	名称	公民館に図書室設置	粉河町図書館	那賀町立図書館	桃山町立図書館	貴志川町立図書館	図書の貸し出しは、原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、新市において相互利用が図れるようシステムの調整を行う。また、巡回図書については新市において検討する。
	蔵書数	約7,000冊	約17,000冊	約32,000冊	約28,000冊	約65,000冊	
	開館時間	午前9時から午後5時	午前9時から午後5時	午前8時45分から午後5時	午前9時30分から午後6時	午前9時から午後5時	
	休館日	国民の祝日 12月29日～翌年1月3日	毎週月曜日、第4日曜日、祝日 12月29日～翌年1月4日	毎週月曜日・火曜日、祝日 毎月15日、月末日 12月29日～翌年1月4日	毎週月曜日、毎月末 12月28日～翌年1月4日 蔵書点検日(年1回10日間)	毎週月曜日・火曜日 12月28日～翌年1月4日 毎月末の水曜日(館内整理日)	
	貸出冊数	1人3冊以内	1人5冊以内	1人3冊	(個人)1人5冊以内 (団体)50冊	(個人)1人5冊 (団体)50冊	
	貸出期間	2週間以内	2週間以内	7日間	(個人)2週間 (団体)2ヵ月以内	(個人)2週間以内 (団体)2ヵ月以内	
	貸出対象者	町内の在住・在勤者	原則として町内在住者	町内・町外	町内の在住・在勤者	町内の在住・在学・在勤者	
巡回図書	該当なし	該当なし	該当なし	(名称)ももたろう号 (目的)住民の読書意欲の向上 (頻度)月1回 (巡回先)保育所、小学校等	該当なし		
資料館	名称	打田町歴史民俗資料館	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
	事業	町内における考古資料・民俗資料の収集及び保存物の展示、観覧					
	公開日	(下記以外の日) 毎週月曜日及び火曜日 国民の祝日の翌日 12月28日～翌年1月4日					
	開館時間	午前9時から午後4時まで					
	入館料	無料					
文化会館	名称	該当なし	粉河ふるさとセンター	該当なし	該当なし	貴志川町かがやきホール	新市に引き継ぐものとする。ただし、会館の運営については、合併時まで調整し、事業については新市において調整する。
	施設概要		大ホール(757席)、小ホール、リハーサル室、楽屋(2)野外ステージ			ホール(504席)、展示ホール、エントランスホール、楽屋(3)	
	開館時間		午前9時から午後10時			午前9時から午後10時	
	休館日		毎週月曜日、第4日曜日 12月29日～翌年1月4日			毎週月曜日、第2火曜日、祝日 12月28日～翌年1月4日	
	開館事業		・劇団公演、音楽コンサートの開催 ・貸館事業			・劇団公演、音楽コンサートの開催 ・貸館事業	
	事業費		11,000,000円			10,000,000円	

先進地事例における社会教育事業の取扱いの調整内容

合併協議会名又は新市名	構成市町村	調整内容	合併の期日(予定含む。)
海南市・下津町合併協議会 (和歌山県)	1市1町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館事業については、生涯学習の拠点としての公民館等において、住民の学習活動を推進するため、学習機会の提供や学習環境の整備に努めることとし、現行の両市町の事業を基に新市において引き続き実施する。 ・ 公民館及び公民館類似施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 ・ 社会教育事業については、生涯にわたる住民の学習活動や世代を超えた学習活動、更には地域のコミュニティ活動を推進し、生きがいのある生活の実現が図られるよう、現行の両市町の事業を基に新市において引き続き実施する。 ・ 社会教育委員については、新市において設置する。 ・ 青少年センターについては、合併時に統一する。 ・ 教育集会所については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、教育集会諸事業については、新市において引き続き実施する。 ・ 文化振興事業については、住民の文化意識の高揚や文化活動の支援に努めるとともに、貴重な文化財の保護と公開に努めることとし、新市において引き続き実施する。 ・ 市民会館、町民交流センター、歴史民俗資料館、市立児童図書館及び町立図書館については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 	平成17年4月1日 (新設合併)
川辺町・中津村・美山村合併協議会 (和歌山県)	1町2村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館については、現行のとおり3館を設置し、管理運営する。 ・ 公民館図書室については川辺町の例による。なお、移動図書館については、新町において調整する。 ・ 公民館事業については、新町において調整する。なお、公民館結婚式については、合併時に廃止する。 ・ 生涯学習関係事業等については、新町において調整する。 ・ 町村指定文化財については、新町に引き継ぐ。 ・ 社会教育計画については、新町において調整する。 	平成17年5月1日 (新設合併)
野上町・美里町合併協議会	2町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏祭り、文化祭及び成人式については統一し、新町において引き続き実施する。 ・ 花いっぱい運動及び読書活動事業については、野上町の例より、新町において引き続き実施する。 ・ 社会教育施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 ・ 町指定文化財については、新町に引き継ぐものとする。 	
洲本市・五色町合併協議会 (兵庫県)	1市1町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育関連事業については、現行のとおり新市に引継ぎ、新市において調整する。 ・ 市町指定文化財については、新市に引き継ぐ。 ・ 公民館講座については、新市に引き継ぐ。 	平成17年3月 (新設合併)
柏原町・氷上町・青垣町・春日町 山南町・市島町合併協議会 (兵庫県)	6町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館については、現行の公民館を(地区公民館、支館)を新市に引き継ぐ。 ・ 公民館の開閉時刻、休館日は合併時に統一する。 ・ 図書館については、既存の図書館(室)の中で、中央図書館を位置づけ、旧町図書館(室)とのネットワーク化により、相互利用の推進を図る。 ・ 子育て学習センターについては、子育て事業の地域性に考慮し、旧町ごとに子育て学習センターを設置する。 ・ 文化施設(資料館、美術館等)については、現行のとおり新市に引継ぎ、新市において展示内容が類似する資料を整理統合し、施設の分類化を図る。 ・ 各町に共通した委員については、新市において統一する。 ・ 自治公民館整備補助事業については、新市において新たに補助要綱を設置する。 ・ 町指定文化財は、すべて新市に引き継ぐ。 ・ 人権教育については、教育委員会と人権啓発センター(仮称)の連携を密にし、教育啓発活動を積極的に行う。 	平成16年11月1日 (新設合併)
高島地域合併協議会 (滋賀県)	5町1村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 6町村の文化、芸術関連行事については、文化団体等の意向を踏まえて新市発足後も当面は現行のとおり実施する。なお、新市においては市民が一体感を持てるような統一行事または新規事業を検討する。 ・ 社会教育事業(各種講座等)については、当面は現行を基本として実施し、新市においてその運営方法等を調整する。 ・ 成人式については、新市発足後は統一する方向で調整する。 ・ 町村指定文化財については、新市に引き継ぐものとし、新市において新たな文化財指定基準を設ける。 	平成17年1月1日 (新設合併)

協議第 4 7 号

各種事務事業（社会体育関係）の取扱いについて

各種事務事業（社会体育関係）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 0 月 2 8 日 提出

那賀 5 町 合併 協議 会
会 長 服 部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（社会体育関係）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	教育部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 体育指導委員会は、新市においてスポーツ振興法に基づき設置する。</p> <p>(2) 町主催体育事業については、合併時までに現行の事業を基に関係団体等と実施内容・方法等について協議するものとする。</p> <p>(3) 体育協会については、合併時に統合する。</p> <p>(4) スポーツ少年団については、合併時に統合する。なお、単位団については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(5) 体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、使用の手続き及び管理については合併時までに調整する。</p> <p>(6) 区民広場設置事業補助金については、貴志川町の例により新市において実施する。</p>

平成 1 6 年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	社会体育関係の取扱い	調 整 課
調整方針(案)	(1) 体育指導委員会は、新市においてスポーツ振興法に基づき設置する。 (2) 町主催体育事業については、合併時までに現行の事業を基に関係団体等と実施内容・方法等について協議するものとする。 (3) 体育協会については、合併時に統合する。 (4) スポーツ少年団については、合併時に統合する。なお、単位団については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (5) 体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、使用の手続き及び管理については合併時までに調整する。 (6) 区民広場設置事業補助金については、貴志川町の例により新市において実施する。			

項目	那 賀 5 町 の 状 況					調整の具体的内容	
	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町		
体育指導委員会	名称	打田町体育指導委員会	粉河町体育指導委員会	那賀町体育指導委員会	桃山町体育指導委員会	貴志川町体育指導委員会	新市においてスポーツ振興法に基づき設置する。 委員数 43名 任期 2年
	定数	13名(現12名 男7、女5)	13名(現13名 男8、女5)	10名(現10名 男9、女1)	10名(現10名 男7、女3)	18名(現18名 男14、女4)	
	任期	2年	2年	2年	2年	2年	
	報酬	委員長 25,000円/年 副委員長・委員 20,000円/年	8,000円/日(年7回)	26,000円/年 (1日2,000円、半日1,000円)	26,000円/年	25,000円/年	
町主催体育事業	<ul style="list-style-type: none"> 町民健康づくり体育大会 町長杯争奪夫婦ソフトボール大会 町長杯争奪ソフトバレーボール大会 青少年スキー教室 ゲートボール大会 	<ul style="list-style-type: none"> 町民運動会 魚つかみ大会 町内野球大会(少年野球) 幼児スポーツ教室 エアロビクス教室 スポーツチャンバラ教室 	<ul style="list-style-type: none"> 海の日記念イベント(水泳大会) 町民親子体育祭 	<ul style="list-style-type: none"> さわやかハイキング カローリング教室 町民スキー教室 夏季スイミング教室 親子リズム体操教室 (桃山まつり実行委員会主催事業) ・桃源郷マラソン (運動会実行委員会主催事業) ・町民運動会	<ul style="list-style-type: none"> 町民総合体育祭 ドッジボール大会 マラソン大会 夏山トレッキング ファミリーハイキング 	合併時までに現行の事業を基に関係団体等と実施内容・方法等について協議するものとする。	
体育協会	加入団体	17団体	19団体	14団体	5団体	17団体	合併時に統合する。
	主催事業	<ul style="list-style-type: none"> 軟式野球大会 ソフトボール大会 	<ul style="list-style-type: none"> 男女混合ソフトボール大会 ソフトバレーボール大会 ターゲットバードゴルフ大会 トリムマラソン大会 卓球大会 小学生バレーボール大会 朝日新聞社杯町内小学生バレーボール大会 少年少女水泳大会 町民スキー教室 	<ul style="list-style-type: none"> 町長杯野球大会 町民野球大会 議長杯ソフトボール大会 男女混成町民ソフトボール大会 バレーボール大会 町民ソフトバレーボール大会 町民バドミントン大会 町民グラウンドゴルフ大会 町民マラソン大会 一輪車教室 カヌー教室 中高年者体力づくり教室 カローリング教室 アクアビクス教室 剣道体験教室 町民スキー・スノーボードツアー 	<ul style="list-style-type: none"> 野球連盟大会 町長杯野球大会 ソフトボール協会大会 町民ソフトボール大会 ソフトバレーボール大会 バレーボール協会大会 夫婦バレーボール大会 ママさんバレーボール協会大会 剣道体験教室 	<ul style="list-style-type: none"> 軟式野球連盟大会 ソフトボール協会大会 ソフトバレーボール大会 バレーボール協会大会 バドミントン大会 ソフトテニス大会 テニス大会 インディアカフェスティバル 卓球大会 剣道錬成大会 ソフトテニス教室 バドミントン教室 卓球教室 	
	補助金	555,000円(H15決算)	1,440,000円(H15決算)	1,179,000円(H15決算)	1,538,000円(H15決算)	2,617,000円(H15決算)	

項目		那 賀 5 町 の 状 況					調整の具体的内容
		打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	
スポーツ少年団	主催事業	スポーツ少年団競技別大会	スポーツ少年団競技別大会 及びレクリエーション大会	スポーツ少年団競技別大会	スポーツ少年団競技別大会	スポーツ少年団競技別大会	合併時に統合する。なお、単位団については、 現行のとおり新市に引き継ぐ。
	団体の種目	(7 種目 9 団体) ・野球 ・バレーボール ・サッカー ・剣道 ・少林寺拳法 ・柔道 ・ソフトテニス	(6 種目 1 8 団体) ・野球 ・バレーボール ・サッカー ・剣道 ・少林寺拳法 ・多種目	(5 種目 8 団体) ・野球 ・バレーボール ・サッカー ・剣道 ・少林寺拳法	(4 種目 5 団体) ・野球 ・バレーボール ・サッカー ・剣道	(8 種目 1 3 団体) ・硬式野球 ・軟式野球 ・バレーボール ・サッカー ・剣道 ・柔道 ・バドミントン ・ソフトテニス	
	補助金	800,000 円 (H15 決算)	960,000 円 (H15 決算)	520,000 円 (H15 決算) {うち 160,000 円は体育協会から補助}	246,000 円 (H15 決算)	1,924,000 円 (H15 決算)	
体育施設	施設	・若もの広場 (運動場) ・紀の川グラウンド ・町民体育館 ・町民プール ・スポーツ公園 (テニスコート、ゲートボール場) ・フィットネススクエア	・粉河運動場 ・多目的運動場 ・体育館 ・武道館 ・テニスコート ・町民プール ・西部運動場 ・鞆淵運動場 ・河南緑地公園	・若もの広場 (運動場) ・町民体育館 ・B&G 海洋センター (プール)	・町民グラウンド ・勤労者体育センター ・奥安楽川広場	・スポーツ公園 (野球場、ソフトボール場、テニスコート、ゲートボール場) ・長山ふれあい公園 (多目的広場、ゲートボール場) ・町民体育館 ・丸栖北広場 ・トレーニングプラザ	現行のとおり新市に引き継ぐものとする。なお、使用の手続き及び管理については合併時までに調整する。
	夜間照明施設	・テニスコート	・粉河中学校グラウンド ・西部運動場	・那賀中学校グラウンド	該当なし	・貴志川中学校グラウンド ・スポーツ公園 ソフトボール場・テニスコート	
	使用の手続き	施設及び付属器具を使用しようとするものは、使用責任者を定め、使用の3日前までに管理者の許可を得なければならない。	施設及び付属器具を使用しようとするものは、使用の3日前までに使用許可申請書により粉河町教育委員会に出願し、その許可を受けなければならない。	施設及び付属器具を使用しようとするものは、使用の3日前までに使用申込書を提出し、承認を得なければならない。	体育施設を使用しようとするものは、責任者を定め、使用許可申請書を使用3日前までに管理者に提出し、承認を受けなければならない。	施設及び付属器具を使用しようとする団体は、申請書を施設を使用する日の1ヵ月から7日前までに管理者に提出し、承認を得なければならない。	
	管理	町民体育館・若もの広場・紀の川グラウンドの管理について、常駐の嘱託職員を1名、スポーツ公園の管理には3名配置	体育館・武道館及び粉河運動場・多目的運動場の管理にあたり、2名の管理人を配置	勤労者体育館・若もの広場・夜間照明施設の管理にあたり、4名の管理人を配置	勤労者体育センターの管理にあたり、1名の管理人を配置	貴志川スポーツ公園は3名、長山ふれあい公園は1名の管理人別に作業員2名を配置。トレーニングプラザは、1名の管理人	
区民広場設置事業補助金	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	(趣旨) 自治区が区民の体力づくり及び憩いの場として、スポーツ広場等を建設する事業及び遊具等設置事業に対し、町予算の範囲内で補助金を交付する。 (助成対象) 自治区において、用地は確保し、平坦地で200㎡以上あること 遊具等設置事業は、50㎡以上であり、新設に限る。 国・県の補助金を受けられないもの (補助率) 建設事業費、遊具等設置については、事業費の2分の1以内で30万円を限度とする。	貴志川町の例により、新市において実施する。	

先進地事例における社会体育事業の取扱いの調整内容

合併協議会名又は新市名	構成市町村	調整内容	合併の期日(予定含む。)
海南市・下津町合併協議会 (和歌山県)	1市1町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育振興事業については、住民のスポーツニーズに対応しながら、健康づくり・体力づくりを通じて誰もが気軽にスポーツ及びレクリエーションを楽しめる環境づくり並びに競技スポーツの振興が図られるよう、両市町の現行の事業を基に新市において引き続き実施する。 ・ 社会体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 ・ スポーツ振興対策審議会については、新市において設置する。 ・ 財団法人海南市文化スポーツ振興事業団については、新市における文化スポーツ振興事業団として引き継ぐものとし、新市の社会体育施設、町民交流センター等の管理運営を文化スポーツ振興事業団に委託する方向で調整する。 	平成17年4月1日 (新設合併)
生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会 (兵庫県)	4町	<p>各種スポーツ行事に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新市の体育協会については、4町の体育協会と協議のうえ、合併時に再編する。補助金については、合併時までに調整する。 (2) 新市で主催する大会種目及び実施方法については、体育協会と協議し、合併時までに調整する。 (3) 各スポーツ教室・講習会については、合併時までに調整する。 <p>社会体育施設に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 4町の社会体育施設については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (2) 各施設の使用料については、合併時までに調整する。 <p>体育指導委員会に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 体育指導委員会については、合併時に再編する。委員報酬については、合併時までに調整する。 (2) 体育指導委員会への補助金については、合併時に廃止する。 <p>スポーツクラブ21に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) スポーツクラブについては、小学校区を単位とした組織であるため、新市に現行のまま引き継ぐ。 (2) 4町の「スポーツクラブ21ひょうご」推進委員会は合併時に廃止し、新市の同委員会を設置する。 	平成17年4月1日 (新設合併)
高島地域合併協議会 (滋賀県)	5町1村	<p>6町村の社会体育、スポーツ関係イベントについては、新市発足後も当面は現行のとおり実施する。ただし、地域性のないイベント等は集約化する方向で新市において調整する。</p>	平成17年1月1日 (新設合併)
志摩地域合併協議会 (三重県)	5町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育祭については、新市において市民が多数参加できる事業や運営方法を検討する。 ・ その他の社会体育事業については、新市において一体性のある事業を展開できるよう調整する。 ・ 総合型地域スポーツクラブについては、現行のまま新市に引き継ぐ。 	平成16年10月1日 (新設合併)

協議第48号

各種事務事業（地域審議会等）の取扱いについて

各種事務事業（地域審議会等）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年10月28日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（地域審議会等）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	総務財政部会
事 務 局	総務課
調整方針（案）	市町村の合併の特例に関する法律（以下「法律」という。）第5条の4第1項に規定する地域審議会、地方自治法第202条の4第1項及び法律第5条の5第1項に規定する地域自治区並びに法律第5条の8第1項に規定する合併特例区は設置しない。

平成16年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	地域審議会等の取扱いについて	総 務 課	
調整方針(案)	市町村の合併の特例に関する法律(以下「法律」という。)第5条の4第1項に規定する地域審議会、地方自治法第202条の4第1項及び法律第5条の5第1項に規定する地域自治区並びに法律第5条の8第1項に規定する合併特例区は設置しない。				
項 目	区 分	地 域 審 議 会 (合併に際してのみ設置可)	地 域 自 治 区		合 併 特 例 区 (合併に際してのみ設置可)
			(一 般 制 度)	(合併に際しての特例制度)	
法 人 格		なし	なし	なし	あり(特別地方公共団体)
設置区域		旧町単位	新市が定める区域	旧町単位(合同も可)	旧町単位(合同も可)
設置方法		合併関係町の協議により合併前に設置を決定し、各町の議会の議決が必要。	条例で定める。	合併関係町の協議により合併前に設置を決定し、各町の議会の議決が必要。	合併関係町の協議により規約を定め、各町の議会の議決を経て、知事の認可が必要。
設置期間		協議で定める期間(概ね10年)	期間限定なし	協議で定める期間	5年以内
協 議 会 等	名 称	地域審議会	地域協議会	地域協議会	合併特例区協議会
	権 限	区域に関係するもので、首長から諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、意見を述べる。	区に関係するもので、首長から諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、意見を述べる。	区に関係するもので、首長から諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、意見を述べる。	区に関係するもので、首長から諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、意見を述べる。 区の予算、合併特例区規則、首長との規約変更協議等について同意、決算の認定等。
	選 任	合併関係町の協議で定める。	区域内に住所を有する者のうちから、首長が選任。	区域内に住所を有する者のうちから、首長が選任。	区域内に住所を有する者で議会議員の被選挙権を有する者のうちから、規約で定める方法により首長が選任。
	任 期	合併関係町の協議で定める。(2年程度)	条例で定める。(4年以内)	合併関係町の協議で定める。(4年以内)	規約で定める。(2年以内)
	報 酬	報酬あり。	無報酬とすることができる。	無報酬とすることができる。	無報酬とすることができる。
	会長及び副会長		・会長、副会長を置く。 ・選任、解任方法は条例で定める。 ・任期は構成員の任期と同じ。	・会長、副会長を置く。 ・選任、解任方法は合併関係町の協議で定める。 ・任期は構成員の任期と同じ。	・会長、副会長を置く。 ・選任、解任方法は規約で定める。 ・任期は構成員の任期と同じ。
区 長	設 置		区長は置けない。 (事務所長は、事務吏員をもって充てる)	区の事務所の長に代えて区長(特別職)を置くことができる。	・区長(特別職)を置く。 ・区長は、助役、支所長、出張所長と兼務できる。
	選 任			区長は首長が選任。	区長は首長の被選挙権を有する者のうちから、首長が選任。
	任 期			合併関係町の協議で定める。(2年以内)	規約で定める。(2年以内)
	権 限			担当事務の処理	・区を代表し、事務を総理。 ・合併特例区規則の制定権。
事 務 所		・事務所を置く。 ・事務所の位置、名称・所管区域は、条例で定める。	・事務所を置く。 ・事務所の位置、名称・所管区域は、合併関係町の協議で定める。	合併関係町の協議により、規約で定める。	
職 員		新市からの派遣又は兼務	新市からの派遣又は兼務	新市の職員のうちから、首長の同意を得て、区長が任命。	
事 務		住民に身近な市の事務を分掌	住民に身近な市の事務を分掌	住民に身近な市の事務を分掌	
財 源		新市の予算	新市の予算	・区の予算があり、財源は新市からの移転財源等。 ・課税権、地方債発行権はない。	
住居表示			住所には区の名称を冠する。	住所には区の名称を冠する。	
根拠法令		合併特例法第5条の4第1項	地方自治法第202条の4第1項	合併特例法第5条の5第1項	合併特例法第5条の8第1項

関係法令

地域審議会に関する関係法令

地方自治法(昭和22年法律第67号)
(委員会、委員及び附属機関の設置)

第138条の4

1～2 (省略)

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

(市町村建設計画の作成及び変更)

第5条

1～6 (省略)

7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。

8 (省略)

9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合、第5条の6第1項に規定する合併に係る地域自治区が設けられている場合又は合併特例区が設けられている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会、当該合併に係る地域自治区の地域協議会(地方自治法第202条の5第1項に規定する地域協議会をいう。)又は当該合併特例区の場合合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。

(地域審議会)

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であつた区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認めらるる事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会(以下「地域審議会」という。)を置くことができる。

2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

地域自治区に関する関係法令

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(地域自治区の設置)

第202条の4 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

3 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもつて充てる。

4 (省略)

(地域協議会の設置及び構成員)

第202条の5 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 地域協議会の構成員の任期は、4年以内において条例で定める期間とする。

5 第203条第1項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

(地域協議会の権限)

第202条の7 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べるることができる。

(1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市町村の事務処理に当たつての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であつて地域自治区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

3 (省略)

(地域協議会の組織及び運営)

第202条の8 この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

(地域自治区の設置手続等の特例)

第5条の5 市町村の合併に際しては、地方自治法第202条の4第1項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議で定める期間に限り、合併市町村の区域の一部の区域に、1又は2以上の合併関係市町村の区域であつた区域をその区域とする同項に規定する地域自治区(以下「合併関係市町村の区域による地域自治区」という。)を設けることができる。

2 市町村の合併に際し、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、合併関係市町村の区域による地域自治区を設ける場合においては、地方自治法第202条の4から第202条の8までの規定により条例で定めるものとされている事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 (省略)

(地域自治区の区長)

第5条の6 市町村の合併に際して設ける合併関係市町村の区域による地域自治区(以下「合併に係る地域自治区」という。)において、当該合併に係る地域自治区の区域における事務を効果的に処理するため特に必要があると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併に係る地域自治区の事務所の長に代えて区長を置くことができる。

2 区長は、地域の行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。

3 区長の任期は、2年以内において合併関係市町村の協議で定める期間とする。

4 第1項及び前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

5~13 (省略)

14 第1項に規定する区長の職は、地方公務員法第3条の特別職とする。

(住居表示に関する特例)

第5条の7 合併に係る地域自治区の区域における住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第2条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併に係る地域自治区の名称を冠するものとする。

第5条の5第1項の規定により設けられた合併に係る地域自治区の同項に規定する期間の満了に際し、当該合併に係る地域自治区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における同法第2条に規定する住居の表示についても、同様とする。

合併特例区に関する関係法令

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

(合併特例区)

第5条の8 合併市町村において市町村の合併後の一定期間、合併関係市町村の区域であつた地域の住民の意見を反映しつつその地域を単位として一定の事務を処理することにより、当該事務の効果的な処理又は当該地域の住民の生活の利便性の向上等が図られ、もつて合併市町村の一体性の円滑な確立に資すると認めるときは、合併関係市町村の協議により、期間を定めて、合併市町村の区域の全部又は一部の区域に、1又は2以上の合併関係市町村の区域であつた区域をその区域として、合併特例区を設けることができる。

2 前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければならない。

第5条の9 合併特例区は、地方自治法第1条の3第1項の特別地方公共団体とする。

(合併特例区の設置)

第5条の10 合併関係市町村は、第5条の8の規定に基づき合併特例区を設けようとするときは、同条第1項の協議により規約を定め、都道府県知事(すべての合併関係市町村が一の都道府県の区域に属さない場合における市町村の合併に際して合併特例区を設けようとするときは、総務大臣。第5条の14第4項及び第5項において同じ。)の認可を受けなければならない。

2 合併関係市町村は、前項の認可を受けたときは、速やかにその旨及び規約を告示しなければならない。

3 合併特例区は、市町村の合併が行われた日に成立する。

(合併特例区の設置に伴う権利の承継)

第5条の11 合併特例区が成立する際現に合併関係市町村（第5条の13第3項に規定する場合には、合併市町村）が有する権利のうち、合併特例区の運営に必要なものとして当該合併関係市町村の協議により定めるものは、当該合併特例区の成立の時に当該合併特例区が承継するものとするができる。

2 前項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経なければならない。

3 第1項の規定による合併市町村が有する権利の合併特例区への承継については、地方自治法第96条第1項の規定にかかわらず、当該合併市町村の議会の議決を要しない。

（合併特例区の権能）

第5条の12 合併特例区は、合併関係市町村において処理されていた事務であつて市町村の合併後の一定期間当該合併関係市町村の区域であつた地域を単位として処理することが当該事務の効果的な処理に資するもの及び合併関係市町村の区域であつた地域の住民の生活の利便性の向上等のため市町村の合併後の一定期間当該合併特例区が処理することが特に必要と認められる事務のうち、規約で定めるものを処理する。

（合併特例区の規約）

第5条の13 合併特例区の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

（1）合併特例区の名称

（2）合併特例区の区域

（3）合併特例区の設置期間

（4）合併特例区の処理する事務

（5）地方自治法第244条第1項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の設置及び管理を行う場合にあつては、当該公の施設の名称及び所在地

（6）合併特例区の事務所的位置

（7）合併特例区の長の任期

（8）合併特例区協議会の構成員の合併市町村の長による選任及び解任の方法並びに任期

（9）合併特例区協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法

（10）合併特例区協議会の組織及び運営に関する事項

2 前項第3号の設置期間は、当該合併特例区が同項第4号の事務を処理することが適当と認められる期間を勘案して定めるものとする。ただし、当該設置期間は、5年を超えることができない。

3 （省略）

（合併特例区の長）

第5条の15 合併特例区の長は、市町村長の被選挙権を有する者のうちから、合併市町村の長が選任する。

2 合併特例区の長の任期は、2年以内において規約で定める期間とする。

3 合併特例区の長は、第6項において準用する地方自治法第141条第2項の規定及び同法第166条第2項において準用する同法第141条第2項の規定にかかわらず、合併市町村の助役と兼ねることができる。

4 合併特例区の長は、第6項において準用する地方自治法第141条第2項の規定にかかわらず、当該合併特例区の区域を所管区域とする同法第155条第1項に規定する支所若しくは出張所又は同法第252条の20第1項に規定する区の事務所若しくはその出張所の長と兼ねることができる。

5～6 （省略）

7 第1項に規定する合併特例区の長の職は、地方公務員法第3条の特別職とする。

（合併特例区の長の権限）

第5条の16 合併特例区の長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。

2～4 （省略）

5 合併特例区の長は、法令、合併市町村の条例又は合併特例区の規約に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、合併特例区規則を制定することができる。

（合併特例区協議会の設置及び構成員）

第5条の18 合併特例区に、合併特例区協議会を置く。

2 合併特例区協議会の構成員は、合併特例区の区域内に住所を有する者で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有するもののうちから、規約で定める方法により合併市町村の長が選任する。

3 前項の方法は、合併特例区協議会の構成員の構成が、合併特例区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるように配慮して定めなければならない。

4 合併特例区協議会の構成員の任期は、2年以内において規約で定める期間とする。

5 （省略）

6 合併特例区協議会の構成員には、次項において準用する地方自治法第203条第1項の規定にかかわらず、報酬を支給しないこととすることができる。

7 （省略）

（合併特例区協議会の権限）

第5条の20 合併特例区協議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、合併特例区が処理する事務及び地域振興等に関する施策の実施その他の合併市町村が処理する事務であつて当該合併特例区の区域に係るものに関し、合併市町村の長その他の機関若しくは合併特例区の長により諮問された事項又は必要と認める事項について、審議し、合併市町村の長その他の機関又は合併特例区の長に意見を述べることができる。

2 合併市町村の長は、規約で定める合併市町村の施策に関する重要事項であつて合併特例区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。
3～4 （省略）

（合併特例区協議会の組織及び運営）

第5条の21 この法律に定めるもののほか、合併特例区協議会の構成員の定数その他の合併特例区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規約で定める。

（合併特例区の職員）

第5条の22 合併特例区の職員は、合併市町村の長の補助機関たる職員のうちから、当該合併市町村の長の同意を得て、合併特例区の長が命ずる。

（合併特例区の予算）

第5条の24 合併特例区の長は、毎会計年度予算を作成しなければならない。

2～4 （省略）

5 合併特例区の長は、第1項から第3項までの規定により予算を作成したときは、合併特例区協議会の同意を得なければならない。

6 合併特例区の長は、前項の規定により合併特例区協議会の同意を得たときは、直ちに当該同意を得た予算について合併市町村の長の承認を求めなければならない。

7 （省略）

（長期借入金等の禁止）

第5条の25 合併特例区は、長期借入金及び債券発行をすることができない。

（合併特例区の会計事務）

第5条の26 合併特例区の会計事務は、合併特例区の長が行う。ただし、合併特例区の長は、必要があるときは、金融機関を指定して、現金の出納事務を取り扱わせることができる。

（合併特例区の決算）

第5条の27 合併特例区の長は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後3月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、合併市町村の監査委員の審査に付さなければならない。

2 合併特例区の長は、前項の規定により合併市町村の監査委員の審査に付した決算を合併市町村の監査委員の意見を付けて合併特例区協議会の認定に付さなければならない。

3～4 （省略）

5 合併特例区の長は、決算をその認定に関する合併特例区協議会の決定及び第2項の規定による監査委員の意見と併せて、合併市町村の長に報告し、かつ、その要領を公表しなければならない。

6 合併市町村の長は、決算の提出を受けたときは、速やかに当該合併市町村の議会に報告しなければならない。

（合併特例区に対する財源措置）

第5条の28 合併市町村は、合併特例区の運営について必要と認める予算上の措置を講ずるものとする。

（合併特例区の公の施設）

第5条の30 合併特例区は、規約で定める公の施設を設けることができる。

2 公の施設の管理に関する事項は、合併特例区規則で定めなければならない。

3～4 （省略）

（合併特例区の財産の処分等の制限）

第5条の31 合併特例区は、次に掲げる場合には、合併市町村の長の承認を受けなければならない。

（1）合併市町村の条例で定める場合を除くほか、財産（地方自治法第237条第1項に規定する財産をいう。以下この項において同じ。）を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付ける場合

（2）財産を信託する場合

（3）前2号に掲げる場合を除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い合併市町村の条例で定める財産の取得又は処分をする場合

2 合併市町村の長は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該合併市町村の議会の議決を経なければならない。

(報告等)

第5条の32 合併市町村の長は、必要があるときは、合併特例区に事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

2 合併市町村の長は、合併特例区の実務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該合併特例区に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができる。

(合併特例区の監査)

第5条の33 合併市町村の監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて合併特例区の実務を監査するものとする。

2 合併市町村の監査委員は、監査の結果に関する報告を合併特例区の長及び合併特例区協議会並びに当該合併市町村の長に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

3 合併市町村の長は、前項の規定により監査の結果に関する報告の提出を受けたときは、これを当該合併市町村の議事に報告しなければならない。

(住居表示に関する特例)

第5条の37 合併特例区の区域における住居表示に関する法律第2条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併特例区の名称を冠するものとする。

2 合併特例区の設置期間の満了に際し、当該合併特例区の区域をその区域として引き続き設けられた合併関係市町村の区域による地域自治区の区域における住居表示に関する法律第2条に規定する住居を表示するには、同条に定めるもののほか、当該合併関係市町村の区域による地域自治区の名称を冠するものとする。

協議第 4 9 号

各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて

各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成 1 6 年 1 0 月 2 8 日 提出

那賀 5 町 合 併 協 議 会
会 長 服 部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（窓口業務）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	-
事 務 局	調整課
調整方針（案）	<p>(1) 窓口業務については、組織体制を考慮して、住民サービスの低下を招かないよう努める。</p> <p>(2) 窓口業務の時間については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(3) 休日の対応については、本庁及び支所に日直員を置くこととし、住民サービスの低下を招かないよう合併時までに調整する。</p> <p>(4) 夜間の対応については、合併時までに調整する。</p> <p>(5) 日曜予約役場については、貴志川町の例により新市に引き継ぐものとし、日直員が対応する。</p>

平成 1 6 年 月 日 確認

那賀5町合併協議会 協議事項確認内容

協定項目	各種事務事業の取扱い	関係項目	窓口業務の取扱い	調整課
調整方針(案)	(1) 窓口業務については、組織体制を考慮して、住民サービスの低下を招かないよう努める。 (2) 窓口業務の時間については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (3) 休日の対応については、本庁及び支所に日直員を置くこととし、住民サービスの低下を招かないよう合併時までに調整する。 (4) 夜間の対応については、合併時までに調整する。 (5) 日曜予約役場については、貴志川町の例により新市に引き継ぐものとし、日直員が対応する。			

那賀5町の状況						調整の具体的内容
項目	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	
本庁の主な窓口業務	戸籍・住民票・印鑑証明書等の発行 戸籍届出書の受理 住民票の移動 印鑑登録 外国人登録事務及び記載事項証明書の交付 火葬許可 住基カードの受付 広域交付住民票 犬の登録・注射 国民健康保険証の加入・発行・移動等 老人保険証の加入・発行・移動等 介護保険の加入・発行・移動等 乳児医療費の手続 ひとり親医療券交付 重身障害者医療券交付 児童手当・児童扶養手当 身体障害者手帳の受付・発行 税務関係の証明書交付 原付登録・廃車 納付書の再交付 21 軽自動車税の減免申請書	戸籍・住民票・印鑑証明書等の発行 戸籍届出書の受理 住民票の移動 印鑑登録 外国人登録事務及び記載事項証明書の交付 火葬許可 住基カードの受付 広域交付住民票 犬の登録・注射 国民健康保険証の加入・発行・移動等 老人保険証の加入・発行・移動等 介護保険の加入・発行・移動等 乳児医療費の手続 ひとり親医療券交付 重身障害者医療券交付 児童手当・児童扶養手当 身体障害者手帳の受付・発行 税務関係の証明書交付 原付登録・廃車 納付書の再交付 21 軽自動車税の減免申請書 22 自動車の臨時運行許可 【鞆淵支所】 端末機を設置しており、戸籍関係、住民標、その他証明書は請求に応じて発行する。 印鑑証明書は、鞆淵地区の印鑑登録原票を保管しており、請求に応じて発行する。	戸籍・住民票・印鑑証明書等の発行 戸籍届出書の受理 住民票の移動 印鑑登録 外国人登録事務及び記載事項証明書の交付 火葬許可 住基カードの受付 広域交付住民票 犬の登録・注射 国民健康保険証の加入・発行・移動等 老人保険証の加入・発行・移動等 介護保険の加入・発行・移動等 乳児医療費の手続 ひとり親医療券交付 重身障害者医療券交付 児童手当・児童扶養手当 身体障害者手帳の受付・発行 税務関係の証明書交付 原付登録・廃車 納付書の再交付 21 軽自動車税の減免申請書	戸籍・住民票・印鑑証明書等の発行 戸籍届出書の受理 住民票の移動 印鑑登録 外国人登録事務及び記載事項証明書の交付 火葬許可 住基カードの受付 広域交付住民票 広域交付住民票 ごみ袋の販売(個人分) 犬の登録・注射 国民健康保険証の加入・発行・移動等 老人保険証の加入・発行・移動等 介護保険の加入・発行・移動等 乳児医療費の手続 ひとり親医療券交付 重身障害者医療券交付 児童手当・児童扶養手当 身体障害者手帳の受付・発行 税務関係の証明書交付 原付登録・廃車 納付書の再交付 21 納付書の再交付 22 軽自動車税の減免申請書	戸籍・住民票・印鑑証明書等の発行 戸籍届出書の受理 住民票の移動 印鑑登録 外国人登録事務及び記載事項証明書の交付 火葬許可 住基カードの受付 広域交付住民票 広域交付住民票 ごみ袋の販売 犬の登録・注射 国民健康保険証の加入・発行・移動等 老人保険証の加入・発行・移動等 介護保険の加入・発行・移動等 乳児医療費の手続 ひとり親医療券交付 重身障害者医療券交付 児童手当・児童扶養手当 身体障害者手帳の受付・発行 税務関係の証明書交付 原付登録・廃車 納付書の再交付 21 納付書の再交付 22 軽自動車税の減免申請書	組織体制を考慮して、住民サービスの低下を招かないよう努める。
窓口業務の時間	午前8時45分から午後5時30まで	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

休日の 対応	日直	本庁に勤務する職員 1 名 (午前、午後の 2 交代制)	管理職及び一部の課の職員を除 く職員 1 名	管理職を除く本庁に勤務する職 員 1 名	本庁に勤務する職員 2 名	本庁に勤務する職員 2 名	本庁及び支所に日直員を置くこ ととし、住民サービスの低下を招 かないよう合併時まで調整す る。
	時間	・午前 8 時 3 0 分～午後 1 2 時 3 0 分 ・午後 1 2 時 3 0 分～午後 5 時	午前 8 時 4 5 分～午後 5 時 3 0 分 (自宅又は庁舎で待機)	午前 8 時 4 5 分～午後 5 時 3 0 分	午前 8 時 4 5 分～午後 5 時 3 0 分	午前 8 時 4 5 分～午後 5 時 3 0 分	
	日直手 当	午前 1 回 2,100 円 午後 1 回 2,100 円 12/29～1/3 間の日直手当は 2.5 倍の額	代休扱い	1 回 4,200 円 12/29～1/3 間の日直手当は 1 回 8,000 円	1 回 4,200 円 12/29～1/3 間の日直手当は 2 倍 の額	1 回 4,200 円 12/29～1/3 間の日直手当は 2 倍 の額	
業務内 容	1. 庁舎内外の取締り 2. 出火その他非常災害が発生し、 又はおそれのあるときは、町長 等に報告し、指示を受ける。た だし急を要する場合は、臨機の 処理をする。 3. 文書等を受領したときは、当直 日誌に記載する。 4. 災害情報の受理及び必要な措置 5. 婚姻届、出生届の受理 6. その他必要な事項	1. 死亡届があった場合は、これを 受理し、同時に埋火葬許可証の 交付申請を受けたときは、これ を交付する。 2. 婚姻届、出生届等の受領 3. その他	1. 庁舎、設備、備品、書類等の保 全並びに外部との連絡及び庁内 又は構内の巡視又は警戒に任じ なければならない。 2. 文書、物品等の收受 3. 公印箱、鍵その他各課から委託 された文書又は物品の保管 4. 婚姻届、出生届、死亡届の受理 及び埋火葬許可と各種届出書の 受付 5. 出火その他の非常の災害が発生 し、又はその発生が予知される ときは、町長、助役、関係課長 及び必要の場合は全職員に急報 し臨機の処置をする。 6. その他必要な事項	1. 庁舎内外の取締り 2. 火災その他非常災害が発生し、 又はおそれのあるときは、町長 等に報告し、指示を受ける。た だし急を要する場合は、臨機の 処理をする。 3. 文書、物品の收受及び保管に関 すること 4. 死亡届があった場合は、これを 受理し、同時に埋火葬許可証の 交付申請を受けたときは、これ を交付する。 5. 婚姻届、出生届の受理 6. その他必要な事項	1. 文書、物品の收受に関する事項 2. 公印箱、鍵その他各課から委託 された文書、物品の保管に関す る事項 3. 来庁者の応接に関する事項 4. 町庁舎又はその付近に火災その 他の非常の災害が発生したと き、予知されたときは、町長、 助役、関係課長、消防担当者及 び必要の場合は全職員に急報し 臨機の措置をすること 5. 死亡届の受理及び埋火葬認許証 の交付に関する事項		

夜間の 対応	宿直	警備保障会社へ委託（機械警備） 総務課職員当番制により午後5時 30分以降施錠、翌日午前8時3 0分前までに開錠	警備保障会社へ委託(警備員1名)	警備保障会社へ委託（機械警備） 最後に退庁する予定の職員が、総 務課から鍵を借り施錠（鍵の貸し 出しは台帳管理）	警備保障会社へ委託(警備員1名)	本庁に勤務する男性職員1名	合併時まで調整する。
	時間					平成16年7月より機械警備を 併用	
	経費等	機械警備委託料 340,200円(H15決算)	夜間休日庁舎警備委託料 4,851,000円(H15決算)	庁舎夜間警備委託料 730,800円(H15決算)	夜間警備委託料 4,467,900円(H15決算)	宿直1回4,200円 庁舎警備委託料 129,040円(H16予算)	
	業務内容	1.施設内に警報装置を設置して、 各種感知器及び設備等からの異 常信号を監視センターに送信す る。 2.異常信号を監視センターが受信 したときは、機動隊員を速やか に急行させ、異常事態の確認を 行う。 3.機動隊員は、異常事態を確認し たのち被害の拡大防止にあた る。 4.必要に応じて緊急連絡者又は関 係先へ連絡する。 5.事故発生の際は、速やかに口頭 で報告するとともに、後刻書面 をもって報告する。	1.庁舎玄関は、終業時に直ちに閉 鎖、始業時、20分前開扉 通用口は、終業時間後閉鎖、始 業時1時間前に開扉すること 2.庁舎及び庁舎等に収容された計 器備品の火災、盗難、破損等の 防止及び安全の確保に関するこ と 3.郵便物、電報、新聞等の受領及 び保管並びに電話の対応に関す ること 4.気象情報及び災害情報等の受理 に関すること 5.来庁者の対応及び来庁者の出入 りの確認に関すること 6.庁舎における職員等の残留人員 の把握に関すること 7.緊急事態が発生した場合の関係 職員への連絡に関すること 8.不用電気類の消灯及び窓等の施 錠の確認に関すること 9.その他、庁舎管理上必要と認め る事項	1.施設内に警報装置を設置して、 各種感知器及び設備等からの異 常信号を監視センターに送信す る。 2.異常信号を監視センターが受信 したときは、機動隊員を速やか に急行させ、異常事態の確認を 行う。 3.機動隊員は、異常事態を確認し たのち被害の拡大防止にあた る。 4.必要に応じて緊急連絡者又は関 係先へ連絡する。 5.事故発生の際は、速やかに口頭 で報告するとともに、後刻書面 をもって報告する。	1.庁舎玄関は、終業時直ちに閉鎖 し、始業時30分前に解放す る。通用口は終業時3時間後に 閉鎖し、始業時2時間前に開放 するものとする。 2.庁舎内及び庁舎等に収容されて いる計器備品等の火災、盗難又 は破損等の防止、安全の確保に 関すること 3.郵便物、電報、新聞等の受領及 び保管並びに電話の対応に関す ること 4.気象情報及び災害情報等の受理 に関すること 5.来庁者の対応及び出入りの確認 に関すること 6.庁舎内における職員等の残留者 の把握に関すること 7.緊急事態発生時における関係職 員への連絡に関すること 8.不必要な電気、ガス器具等の消 灯、消化及び窓等の施錠の確認 に関すること 9.その他庁舎管理保全上必要と認 める事項	1.文書、物品の收受に関する事項 2.公印箱、鍵その他各課から委託 された文書、物品の保管に関す る事項 3.来庁者の応接に関する事項 4.町庁舎又はその付近に火災その 他の非常の災害が発生したと き、予知されたときは、町長、 助役、関係課長、消防担当者及 び必要の場合は全職員に急報し 臨機の措置をすること 5.死亡届の受理及び埋火葬認許 証の交付に関すること	
	日曜予 約役場	名称	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	
	目的					役場の執務時間内に必要な諸 証明の交付を受けられない町民 の利便性を図り、住民サービス の一層の向上を図る。	
	発行す る証 明書					・印鑑証明書 ・住民票 ・課税証明書 ・納税証明書 ・評価証明書 ・公課証明書 ・非課税証明書 ・所得証明書	
	予約 手続					本人による電話申込み又はイン ターネット申込み	
	証明 書交 付					日曜日の午前9時から午後5 時まで、本人に来庁してもら い、役場職員（日直員）が交付 する。	

先進地事例における窓口業務の取扱いの調整内容

都道府県	新市名（合併協議会名）	構成市町村数	調整内容	合併の期日 （予定含む）
群馬県	神流町 （万場町・中里村合併協議会）	1町1村	1. 住民基本台帳、印鑑登録、外国人登録及び戸籍事務などいわゆる住民窓口業務に関しては、本庁舎、支所の事務執行体制に合わせてシステムの統合を検討します。検討するにあたっては、住民サービスの低下にならないように配慮します。なお、印鑑登録システムについては、万場町のシステムを継続して使用できるよう調整を図ります。 2. 土・日・祝日及び昼休みの対応について、本庁舎における対応は万場町の仕組みを引き継ぎます。支所における対応は、支所の事務執行体制に合わせて検討します。	平成15年 4月 1日
埼玉県	秩父合併協議会	1市1町2村	1 総合窓口・総合案内については、本庁舎は現行のとおりとし、総合支所については、各担当窓口において適切な対応をするものとする。 2 休日窓口の開設については、本庁舎は現行のとおりとし、総合支所の休日窓口開設は行わない。 3 平日窓口延長の開設日については、毎週2日とし、延長時間、取扱い事務等については合併時まで調整する。	平成17年 4月 1日
岐阜県	恵那市 （恵那市・恵南町村合併協議会）	1市4町1村	窓口業務については、市民サービスの低下とならないよう本庁と各振興事務所のネットワークを構築し、サービス水準の向上に努める。	平成16年10月25日
静岡県	島田市・金谷町合併協議会	1市1町	主に住民窓口で取扱われる業務は、支所においても本庁と同一の取扱いを行ない、次のとおり調整する。 (1) 平日時間外及び土曜日の証明書交付等は、島田市の例により合併時に本庁及び支所において実施する。 (2) 出先窓口機関の証明書交付等は、新市において存続する。ただし、運営方法等については、合併後検討する。 (3) 印鑑登録証及び住民基本台帳カードの発行について、島田市の例により合併時に統合する。なお、既に登録済みの金谷町の印鑑登録証は、合併後、随時切り替えを行なうこととする。	平成17年 5月 5日
三重県	桑名市・多度町・長島町合併協議会	1市2町	1. 現在の出張所における窓口業務については、現在のサービス水準の低下を招かないよう、現行のまま新市に引き継ぐ。 2. 現在の市役所及び役場における窓口業務（戸籍・住民登録等）の時間外対応については、現在のサービス水準の低下を招かないよう、合併までに業務等の統一を図る。 3. 現在設置されている自動交付機は、そのまま新市に引き継ぐ。新市における支所及び出張所等への自動交付機の設置については、新市において必要に応じて稼働できるよう調整する。（新市において、要望に応じて、設置を検討していく。）	平成16年12月 6日
三重県	志摩市（志摩地域合併協議会）	5町	住民サービスの低下を招かないよう、調整に努めるものとする。	平成16年10月 1日
滋賀県	山東町・伊吹町・米原町合併協議会	3町	窓口業務については、住民サービスの低下を招かないよう、3町の現庁舎及び支所、出張所等で取扱っている業務は、現行のとおり新市に引き継ぎます。	平成17年 2月14日
京都府	福知山市・三和町・夜久野町・大江町合併協議会	1市3町	新市における本庁・支所の組織体制に沿って、住民の利便性を考慮の上、調整し、新市に移行する。	平成17年3月中とし、具体的な期日は改めて協議の上、決定する。
広島県	庄原市・比婆郡5町・総領町合併協議会	1市6町	1. 住民サービスに配慮した組織体制を整備するとともに、窓口機能の充実に努める。 2. 本所・支所での業務内容は、合併時まで調整・統一する。	平成17年 3月31日

協議第50号

各種事務事業（社会福祉協議会）の取扱いについて

各種事務事業（社会福祉協議会）の取扱いについて、調整方針（案）を下記のとおり提出する。

平成16年10月28日提出

那賀5町合併協議会
会長 服部 一

記

協 定 項 目	各種事務事業（社会福祉協議会）の取扱いについて
項 目 区 分	その他の協定項目
担 当 部 会	住民保健福祉部会
事 務 局	調整課
調整方針（案）	（1）社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。なお、補助金については、新市において調整する。 （2）委託事業については、合併時まで調整する。

平成16年 月 日 確認

那 賀 5 町 合 併 協 議 会 協 議 事 項 確 認 内 容

協 定 項 目	各種事務事業の取扱い	関 係 項 目	社会福祉協議会の取扱い	調整課
調整方針(案)	(1) 社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。なお、補助金については、新市において調整する。 (2) 委託事業については、合併時までに調整する。			

那 賀 5 町 の 状 況

項目	打 田 町	粉 河 町	那 賀 町	桃 山 町	貴 志 川 町	調整の具体的内容
名 称	社会福祉法人 打田町社会福祉協議会	社会福祉法人 粉河町社会福祉協議会	社会福祉法人 那賀町社会福祉協議会	社会福祉法人 桃山町社会福祉協議会	社会福祉法人 貴志川町社会福祉協議会	合併時に統合できるよう調整に努めるものとする。なお、補助金については、新市において調整する。
組 織	<ul style="list-style-type: none"> ・会 長 1名 ・副 会 長 2名 ・理 事 11名 (会長、副会長含む) ・監 事 2名 ・評 議 員 23名 (事務局) <ul style="list-style-type: none"> ・職 員 数 なし (派遣職員) (職 員) 11名 (臨時、嘱託、非常勤) 12名 合 計 23名 (補助金) 45,002,100円 (H15決算)	<ul style="list-style-type: none"> ・会 長 1名 ・副 会 長 2名 ・理 事 15名 (会長、副会長含む) ・監 事 2名 ・評 議 員 31名 (事務局) <ul style="list-style-type: none"> ・職 員 数 1名 (派遣職員) (職 員) 11名 (臨時、嘱託、非常勤) 5名 合 計 17名 (補助金) 38,758,000円 (H15決算)	<ul style="list-style-type: none"> ・会 長 1名 ・副 会 長 2名 ・理 事 11名 (会長、副会長含む) ・監 事 2名 ・評 議 員 24名 (事務局) <ul style="list-style-type: none"> ・職 員 数 1名 (派遣職員) (職 員) 8名 (臨時、嘱託、非常勤) 7名 合 計 16名 (補助金) 23,737,177円 (H15決算)	<ul style="list-style-type: none"> ・会 長 1名 ・副 会 長 2名 ・理 事 11名 (会長、副会長含む) ・監 事 2名 ・評 議 員 24名 (事務局) <ul style="list-style-type: none"> ・職 員 数 1名 (派遣職員) (職 員) 16名 (臨時、嘱託、非常勤) 30名 合 計 47名 (補助金) 44,661,920円 (H15決算)	<ul style="list-style-type: none"> ・会 長 1名 ・副 会 長 1名 ・理 事 12名 (会長、副会長含む) ・監 事 2名 ・評 議 員 25名 (事務局) <ul style="list-style-type: none"> ・職 員 数 1名 (派遣職員) (職 員) 7名 (臨時、嘱託、非常勤) 6名 合 計 14名 (補助金) 32,698,170円 (H15決算)	
委 託 事 業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活管理指導員派遣事業 ・ 要介護認定調査 ・ 難病患者ホームヘルプサービス事業 ・ 精神障害者ホームヘルプサービス事業 ・ 外出支援サービス事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活管理指導員派遣事業 ・ 要介護認定調査 ・ 難病患者ホームヘルプサービス事業 ・ 精神障害者ホームヘルプサービス事業 ・ レスパイト粉河運営事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活管理指導員派遣事業 ・ 要介護認定調査 ・ 難病患者ホームヘルプサービス事業 ・ 精神障害者ホームヘルプサービス事業 ・ 家族介護交流事業 ・ 愛の日事業 ・ 戦没者慰霊祭事業 ・ 心配ごと相談所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活管理指導員派遣事業 ・ 要介護認定調査 ・ 難病患者ホームヘルプサービス事業 ・ 精神障害者ホームヘルプサービス事業 ・ 生きがい活動支援通所事業 ・ 生きがいデイサービス ・ 基幹型在宅介護支援センター 	合併時までに調整する。	

先進地事例における社会福祉協議会の取扱いの調整内容

合併協議会名	構成市町村	調整内容	合併の期日（予定を含む）
海南市・下津町合併協議会 （和歌山県）	1市1町	社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう調整に努める。	平成17年4月1日 （新設合併）
田辺広域合併協議会 （和歌山県）	1市2町2村	社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう調整に努める。	平成17年5月1日 （新設合併） 新市名：田辺市
野上町・美里町合併協議会 （和歌山県）	2町	社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう調整に努める。	平成18年1月1日 （新設合併） 新市名：紀美野町

社会福祉協議会の取扱いに関する関係法令

社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）

（合併）

第48条 社会福祉法人は、他の社会福祉法人と合併することができる。

（合併手続）

第49条 社会福祉法人が合併するには、理事の3分の2以上の同意及び定款でさらに評議員会の議決を要するものと定められている場合には、その議決がなければならない。

2 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第31条第4項の規定は合併の認可の申請に、第32条の規定は合併の認可にそれぞれ準用する。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

第9回協議会の開催について

第9回協議会の開催（案）

- ・ 日 時 平成16年11月25日（木）午後1時30分から
- ・ 場 所 貴志川町立西貴志コミュニティセンター
 2階 大集会室

那賀 5 町合併協議会委員名簿

(平成16年10月1日現在)

町名	委員区分	職名	氏名	備考
打田町	1号委員	打田町長	根来公士	
	2号委員	打田町助役	藤永知宏	
	3号委員	打田町議会議長	東本耕輔	監査委員
	4号委員	打田町議会議員	榎本喜之	
	5号委員	学識経験者	奥順司	
		学識経験者	上野富一	
学識経験者		南木和子		
粉河町	1号委員	粉河町長	服部一	会長
	2号委員	粉河町助役	増田敏郎	
	3号委員	粉河町議会議長	箕輪光芳	
	4号委員	粉河町議会議員	杉原勲	
	5号委員	学識経験者	松井信雄	
		学識経験者	大西洋太郎	
学識経験者		柳本益代		
那賀町	1号委員	那賀町長	東健兒	
	2号委員	那賀町助役	丸井幸次	
	3号委員	那賀町議会議長	原延治	
	4号委員	那賀町議会議員	黒田七郎	
	5号委員	学識経験者	仮屋肇昇	監査委員
		学識経験者	岡田邦夫	
学識経験者		藤田佐代子		
桃山町	1号委員	桃山町長	山下忠男	
	2号委員	桃山町助役	千田弘	
	3号委員	桃山町議会議長	福原信行	
	4号委員	桃山町議会議員	大森道夫	副会長
	5号委員	学識経験者	宇田寛	
		学識経験者	津田愛珂	
学識経験者		西平美和		
貴志川町	1号委員	貴志川町長	中村慎司	副会長
	2号委員	貴志川町助役	武部善次	
	3号委員	貴志川町議会議長	高田英亮	
	4号委員	貴志川町議会議員	竹村広明	
	5号委員	学識経験者	松浦猛	
		学識経験者	河上泰三	
学識経験者		田村美代子		
和歌山県	5号委員	那賀振興局長	堂本正秀	